

第3節 通商政策局	248
1. 世界経済の動向	248
2. 国際経済協力	249
2. 1. アジア太平洋経済協力（APEC）	249
2. 2. G8サミット、G20サミット	251
2. 3. 経済協力開発機構（OECD）	252
3. 世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA／FTA）、投資協定	253
3. 1. 世界貿易機関（WTO）	253
3. 2. 経済連携協定（EPA／FTA）、投資協定	261
4. 新興国戦略	266
5. 二国間関係	267
5. 1. アジア大洋州各国関係	267
5. 2. 米州関係	272
5. 3. 欧州・ロシア関係	274
5. 4. 日・中東アフリカ諸国関係	277
6. 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）	279

第3節 通商政策局

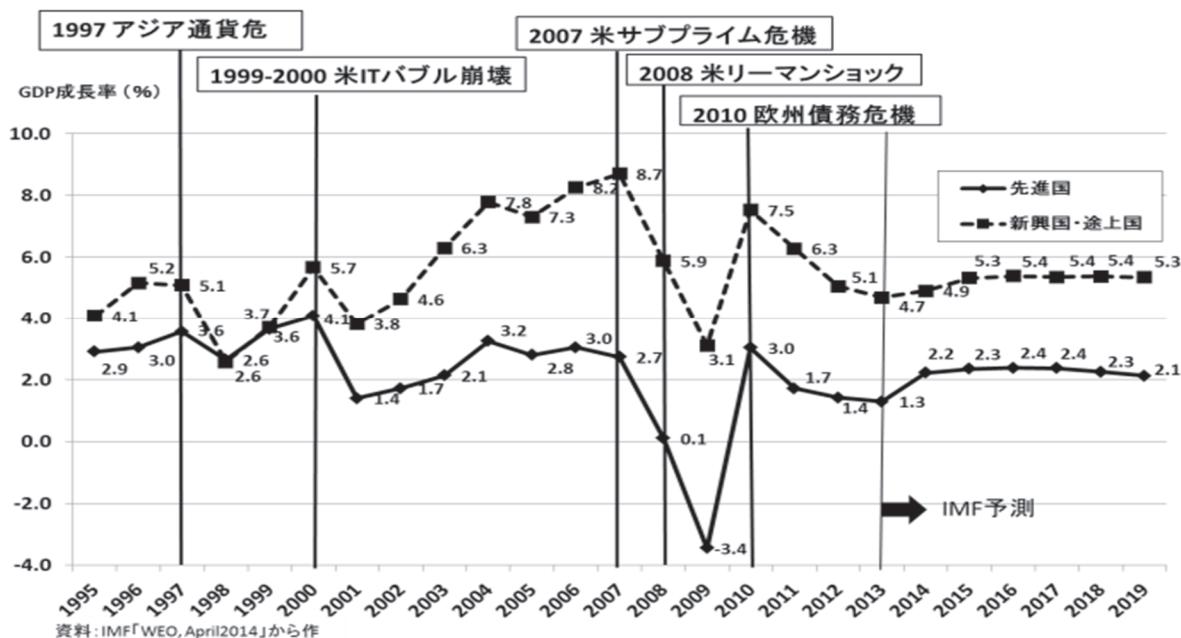
1. 世界経済の動向

2008年9月に米国で発生したリーマン・ショックの後、世界規模で拡大した金融危機により、世界経済は近年で最も深刻な景気後退に陥った。その後、2009年を底に急速に回復へと向かったものの、リーマン・ショックの発生からわずか1年余りの2009年10月にギリシャ債務問題が顕在化し、その後、欧州債務危機へと発展していく中、世界経済は2011年には再び失速した（参照：図 先進国と新興国GDP成長率推移）。

その後、欧州債務危機が長期化する中、世界全体の実質GDP成長率、貿易量は2011年以降、前年比で伸び率が低迷し、先進国の失業率も高止まりが続いた。新興国（特に中国）も、2011年には成長に陰りが生じた。

2013年5月以降、米国の量的金融緩和の縮小観測に伴い、新興国からの資金流出や通貨下落など一部動搖が見られた。過去の通貨危機などを経て新興国のリスク耐性は全般的に強化されてきているが、金融面などの外的ショックに対しては、通貨防衛等の金融面の対応のみならず、成長力を強化するための改革が必要であるとの認識のもと、インドやインドネシアなど一部の国では経常赤字縮小に向けた改革の動きが見られたことが2013年の特徴的な動きとして挙げられる。

図 先進国と新興国GDP成長率推移



2. 國際經濟協力

2. 1. アジア太平洋經濟協力 (APEC)

APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation) は、日本とオーストラリアが主導して 1989 年に創設した、アジア太平洋地域の持続的発展に向けた地域協力の枠組みである。発足時には 12 であった参加国・地域は徐々に拡大し、2014 年 3 月現在では 21 か国・地域が参加しており、世界全体の GDP の約 55%、世界貿易額の 44%、世界人口の 40% を占めている。アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易・投資の実現に向けて、ビジネス活動の円滑化や経済・技術協力などの取組を推進している。

APEC は、参加国・地域の自主性を重んじ、域外に対しても貿易・投資の自由化・円滑化の成果を分け合うことを目的とした「開かれた地域主義 (open regionalism)」を標榜しており、また、NAFTA (North American Free Trade Agreement : 北米自由貿易協定) 諸国、ASEAN 7 か国、ロシア、中南米をも含む広範な地域をカバーしていることから、地域統合間の連携としての側面も持っている。

(参考) 2014 年 3 月現在の APEC メンバー

(＊は発足時の 12 メンバー)

- ・ ASEAN (フィリピン＊、インドネシア＊、マレーシア＊、タイ＊、シンガポール＊、ブルネイ＊、ベトナム)
- ・ 米州 (米国＊、カナダ＊、メキシコ、チリ、ペルー)
- ・ オセアニア (オーストラリア＊、ニュージーランド＊、パプアニューギニア)
- ・ その他 (日本＊、韓国＊、中国、中国香港、チャイニーズ・タイプイ、ロシア)

(1) 分野別大臣会合

(ア) APEC 貿易担当大臣会合

2013 年 4 月 20 日及び 21 日、インドネシア・スマラバヤにおいて APEC 貿易担当大臣会合 (MRT) が開催された。我が国からは、茂木経済産業大臣及び城内外務大臣政務官が出席し、多角的貿易体制の維持や地域経済統合、持続可能な成長、コネクティビティの向上などについて議論を行い、議論の成果は閣僚声明として取りまとめられた。

WTO については、ITA(情報技術協定)拡大の 2013 年半ばまでの交渉妥結を目指すことに閣僚レベルで初めて合意するとともに、保護主義抑止について、新たな措置を導入しないスタンダードスタイル約束の 2016 年末への延長を首脳

に進言することに合意した。

また、TPP や RCEP 等を推進し FTAAP 実現に向けた取組を強化することで一致するとともに、2012 年の APEC 首脳合意である環境物品の 2015 年末までの関税引下げに向けた努力の継続が確認された。

さらに、国境を越えた低炭素技術への投資を促すメカニズムの重要性が確認され、今後 APEC として、我が国が主導する「二国間オフセット・クレジット制度」をアジア太平洋地域で普及する取組を開始することに合意した。

加えて、連結性の向上について議論が行われ、民間資金も活用したインフラ投資推進のためのガイドライン作りを行うことや、ヴァリュー・チェーンの強靭性向上のための政策協力を推進することに合意した。

(イ) APEC 第 20 回中小企業大臣会合及び APEC 第 1 回中小企業大臣・女性と経済担当大臣合同会合

2013 年 9 月 6 日から 8 日にかけて、インドネシア・バリにおいて APEC 中小企業大臣・女性と経済担当大臣合同会合並びに APEC 中小企業大臣会合が開催され、我が国からは佐藤経済産業大臣政務官が出席した。

[1] 中小企業大臣・女性と経済担当大臣合同会合

本会合のうち、起業促進のテーマにおいて我が国は、中小企業の活性化と女性の活躍推進を一体として進めることの重要性を認識し、今般の中小企業基本法の改正においても女性や青年による中小企業の創業促進を明確にしており、女性の活躍による経済活性化策として、「なでしこ銘柄」や「ダイバーシティ経営企業 100 選」等の取組を推進していることなどを紹介した。

また、本会合の開催に合わせて 9 月 3 日に現地バリで日本が主催した「女性の潜在能力を活用した一村一品運動 (OVOP: One Village One Product) セミナー」において、APEC 域内の政策担当者、女性起業家などから、女性による一村一品運動の成功要因等のプレゼンテーションが行われ、有意義な議論が行われたことを報告した。

[2] APEC 中小企業大臣会合

中小企業の国際競争力強化を主要議題に開催された中小企業大臣会合においては、「中小企業海外展開支援現地プラットフォーム」などを活用した海外企業とのパートナーシップの強化を推進していく方針であること、我が国の中小企業が海外企業と良好なパートナーシップを形成し、Win-Win の関係を構築している例を紹介しつつ、海外展開

を積極的に推進していくことを発言した。また、このような良好なパートナーシップの形成には、インフラ整備、行政手続の簡素化、知的財産権の保護等のビジネス環境の整備が重要であり、我が国を含む各エコノミーが協力しながらビジネス環境の整備を行い、企業同士の良好なパートナーシップが拡大、維持されることを期待する旨発言した。

(2) 閣僚会議

閣僚会議は、首脳会議の直前に開催される経済・貿易担当大臣及び外務大臣による会議のことである。分野別の大蔵会合（貿易、エネルギー、中小企業、電気通信・情報産業等）などから、その年の議論の内容について報告を受け、成果を確認するとともに、今後 APEC 参加エコノミーが重点的に取り組むべき課題について議論が行われ、共同閣僚声明が発出される。

(ア) 第 25 回 APEC 閣僚会議

2013 年 10 月 5 日及び 6 日にインドネシア・バリにて APEC 閣僚会議が開催された。我が国からは茂木経済産業大臣及び岸田外務大臣が出席し、WTO やボゴール目標の達成、衡平性を伴う持続可能な成長、コネクティビティの促進などについて議論が行われ、会議の成果として「閣僚声明」発出された。

WTO については、2013 年 12 月に開催される第 9 回定期閣僚会議（MC 9）の成功に向けて、貿易円滑化などの交渉加速、ITA（情報技術協定）拡大交渉の妥結を呼びかけた。また、新たな保護主義的措置を導入しないスタンダードスタイル約束の期限を 2016 年末まで 1 年間延長することを呼びかけ、APEC 首脳間による決断を求めるに合意した。

1994 年のインドネシア首脳会議で採択された、2020 年までに「自由で開かれた貿易・投資」を達成するという目標である、ボゴール目標については、TPP、RCEP 等の地域経済統合に向けた交渉の進展を踏まえ、2010 年に横浜で合意された「FTAAP への道筋」が着実に進展していることを評価し、こうした地域経済統合の全てに関与する我が国から、その強みを活かして橋渡しの役割を主体的に担い、リードすることを表明した。

衡平性を伴う持続可能な成長に関しては、成長の源泉として女性や中小企業などの様々なステークホルダーの活躍推進が議論された。我が国からは、中小企業と進出先の現地企業のパートナーシップを強化する「中小企業海外展

開支援現地プラットフォーム」の整備、女性の活躍推進に向けた我が国の成長戦略などを紹介し、今後これらの分野で域内の協力を強化することを合意した。また、アジア太平洋地域における環境分野の投資促進等に寄与する取組として、我が国が主導する「二国間クレジット制度」（既にインドネシア・ベトナムとは合意済み）を紹介し、その重要性が確認された。

コネクティビティの促進に関連し、域内でのインフラ開発・投資について、「インフラ整備三原則（①ライフサイクルコスト、環境への配慮、安全性などの重視、②透明性の高い投資環境の整備、③政府職員の能力向上）」の重要性を指摘し、その内容が盛り込まれた「インフラ開発・投資促進に関する APEC 複数年計画」について首脳会合での採択を求めるに合意した。なお、インフラ開発・投資に関連して、来年、日本で人材育成のためのセミナーを開催することを提案し、歓迎された。

(3) 首脳会議

首脳会議は、APEC 参加国・地域の首脳が参集し、その年の成果を確認するとともに、その後に APEC が取り組むべき課題と解決に向けた取組の方向性を議論するものである。年 1 回開催され、毎回、首脳宣言が発出されている。

(ア) 第 20 回 APEC 首脳会議

2013 年 10 月 7 日及び 8 日に、インドネシア・バリにおいて APEC 首脳会議が開催された。我が国からは安倍内閣総理大臣が出席し、多角的貿易体制及びボゴール目標の達成、連結性の促進、衡平性を伴う持続可能な成長などについて議論を行い、会議の成果として、APEC 首脳宣言「強靭なアジア太平洋、世界成長のエンジン」及び「多角的貿易体制への支持及び第 9 回 WTO 閣僚会議（MC 9）に関する独立文書」を採択した。

[1] 多角的貿易体制及びボゴール目標の達成

安倍総理から、「結束した多角的貿易体制の土台としての FTA・地域貿易協定（RTA）」をテーマに、(A)「成長戦略」の着実な実施等による日本経済の再生に向けた取組により、APEC 地域、ひいては世界経済の成長へ貢献していく、(B) TPP、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓 FTA 等経済連携の推進は、成長戦略の重要な柱であり、これらに参加する立場を活かし、地域経済の活性化の議論に積極的に貢献していく、(C) WTO を中心とする無差別で

開かれた多角的貿易体制は重要である。地域経済連携の取組を WTO での自由化・ルールづくりに結びつけるためには、12 月開催の MC 9 で具体的な成果を得ることが不可欠であり、その実現に向けて APEC 首脳が強い政治的意思を示すべきであるとともに、ITA（情報技術協定）の拡大に向けた交渉を一刻も早く再開させ、迅速な妥結に向けた力強いメッセージを発したい旨、発言した。

発言したすべての首脳からは、APEC の経済成長を一層高めていくためには、保護主義を抑止し、域内の貿易・投資の自由化を進めていくべきとの意見や、MC 9 を成功させ、ドーハ・ラウンドを一層前進させていくように、APEC 首脳が強い政治的意思を示すべき等の意見が述べられた。

[2] 連結性の促進

多くの首脳から、アジア太平洋地域の連結性の強化が地域全体の経済成長に資するという認識が共有され、特に、道路・港湾を始めとするインフラ整備、IT の取組、国境を越えた教育協力、災害への対応、ビザの緩和を含む観光の促進等の取組を通じて、APEC 地域の連結性の促進を進める旨発言があった。

[3] 衡平性を伴う持続可能な成長（食料・水・エネルギー安全保障）

安倍総理からは、「責任ある農業投資」の概念に基づく農業投資、生産・加工・流通をつなぐバリュー・チェーンの整備の重要性等について発言した。また、水と衛生分野のトップ・ドナーとして、引き続き積極的に貢献する旨発言した。エネルギー分野については、経済成長と省エネ・エネルギー効率向上を同時に実現した先駆者として、高効率石炭火力発電技術等の共有、二国間クレジット制度の活用などを進め、この分野に貢献したい旨発言した。

[4] 首脳会議の成果概要

以上の議論を踏まえ、首脳会議の成果として、APEC 首脳宣言「強靭なアジア太平洋、世界成長のエンジン」及び「多角的貿易体制への支持及び第 9 回 WTO 閣僚会議（MC 9）に関する独立文書」が採択され、概要は以下の通り。

(A) 多角的貿易体制の支持及びボゴール目標の達成

- MC 9 に向け、パリ・パッケージを早期に合意する必要性、緊急性を共有し、多角的貿易体制と MC 9 を支持する独立文書を発出
- 自由で開かれた貿易・投資の取組の継続を改めてコミット

- APEC 環境物品リストの履行 等
- (B) 連結性の促進
 - 物理的、制度的、人と人との連結性を加速（APEC 連結性に関する枠組み）
 - 物理的インフラの開発・維持・刷新における協力（インフラ開発・投資に関する複数年計画）
- (C) 衡平性を伴う持続可能な成長
 - 女性の経済参画の拡大、中小企業の国際競争力の向上、科学・技術・イノベーション協力の促進 といった具体的行動を検討
 - 官民連携を通じたクリーン・再生可能エネルギー開発の取組（「二国間クレジット制度」の活用）の 実施

2. 2. G 8 サミット、G20 サミット

(1) G 8 キャンプ・デービッド・サミット

(ア) 日程・場所

2013 年 6 月 17 日～18 日、英国・ロックアーンにて G 8 サミットが開催された。

参加国・地域は、G 8（日本、イギリス、米国、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、ロシア、EU）。この他、エチオピア（アフリカ連合議長国）、セネガル、メキシコ、リベリア、リビアが招待された。

(イ) 主な論点

(A) 世界経済

冒頭、議長のキャメロン首相から促され、安倍総理より「アベノミクス」について説明した。総理からは、これまでの取り組み（金融政策、財政政策）と成果（第 1 四半期の GDP が 4.1% 増）を紹介するとともに、成長戦略の概要を説明し、日本の経済成長が世界の経済成長に資する経済を作る旨を表明した。加えて、消費税の引上げ等により、財政再建と経済成長の両立を図る旨、発言した。

その後、G 8 首脳間で世界経済について意見交換がなされ、下方リスクは減少したが、回復は弱く、成長と雇用を強化する必要があること、そのためにも、各国の政策として構造改革の推進等が重要であるとの認識で一致した。

(B) 政治・テロとの闘い

シリア情勢を踏まえた更なる人道支援や、アルジェリア事件等を踏まえたテロ対処国の治安能力の強化などにつき、国際的連携を強めることで一致した。安倍総理からは、北朝鮮の核保有問題や拉致問題について理解を求める

ともに、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）で表明したアフリカ支援策を紹介した。

(C) 税、マネー・ロンダリング

税については、欧米を中心に社会問題化している多国籍企業による租税回避の問題（BEPS：税源浸食・利益移転）等への対応や、税務情報の自動的情報交換の強化に関するOECDの取組を政治的に後押しすべきとの議論がなされた。

法人の実質所有者の透明性については、犯罪者が法人を違法な資金の隠れ蓑として使うことを防ぐために、金融活動業部会（FATF）の勧告を実施し、各国で行動計画を策定すること等が議論された。

(D) 貿易、税、透明性

貿易、税、透明性について、G8首脳はアフリカを中心とする非G8諸国との対話を実施した。非G8諸国から、「資源の呪い」を回避し、農業開発を促進するために、採取産業、土地取引等の透明性向上に向けた支援が重要であるとの指摘があった。また、成長のために自由貿易の促進、ドーハ・ラウンドの成功が重要との意見もあった。

安倍総理からは、貿易の重要性を再度確認するとともに、年末のWTO閣僚会合を成功させることの重要性を指摘し、首脳の指示により保護主義的措置を抑止すべきと発言した。

(2) G20サンクトペテルブルク・サミット

(ア) 日程・場所

2013年9月5日～6日にロシア・サンクトペテルブルクにてG20サミットが開催された。

参加国・機関は、日本、ロシア、米国、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ブラジル、インド、中国、南アフリカ、オーストラリア、インドネシア、韓国、トルコ、メキシコ、サウジアラビア、アルゼンチン、EU、OECD、IMF、国際連合、世界銀行、WTO、ILO、FSB（金融安定化理事会）であった。この他、スペイン、ブルネイ（ASEAN議長国）、エチオピア（アフリカ連合議長国）、カザフスタン、セネガル、シンガポールが招待された。

(イ) 主な論点

(A) 世界経済

安倍総理から、アベノミクスを通じた日本経済の再生こそが世界経済の成長への我が国の最大の貢献であること、成長戦略の施策を矢継ぎ早に実施する決意であること、経

済成長と財政健全化の両立のため、中期財政計画の着実な実施を図ることを説明した。G20首脳からは、我が国の経済・財政政策に対して強い期待と高い評価が寄せられた。

(B) 包括的な開発

アフリカにおける経済成長に資する開発の在り方や、食料安全保障、栄養分野の支援に国際的に取り組むことの重要性について首脳間で議論が行われた。麻生副総理から、TICAD Vの成果を紹介した。

(C) 貿易

G20首脳は、新たな保護主義的措置を設けない（スタンダードスタイル）とのコミットメントを、現在の2014年までから2016年末までに延長することで一致した。また、2013年12月に開催される第9回WTO閣僚会議（MC9）の成功に向けた決意を表明した。麻生副総理から多角的貿易体制の下での貿易自由化と高いレベルの経済連携の推進、12月のMC9での具体的成果の実現について主張した。また、我が国がTPP、日EU・EPA等の経済連携協定交渉をリードしている旨紹介した。

2. 3. 経済協力開発機構（OECD）

(1) 沿革

第二次大戦後の欧州各国の深刻な経済的混乱を救済すべきとの米国マーシャル国務長官の提案を契機として、1948年4月、欧州の16か国でOEEC（欧州経済協力機構）が発足した。その後1961年9月に米国及びカナダが加わり、世界的視野に立った国際機関としてのOECD（経済協力開発機構）へ発展的に改組。我が国は1964年に21か国目として加盟。2013年現在、34か国が加盟。

※OECD加盟国：イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、エストニア、スロベニア、日本、米国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエル

OECDの目的は、加盟国間の自由な意見交換及びピアレビュー、統計の整備等を通じて、[a]経済成長、[b]貿易自由化、[c]途上国支援、の3点に貢献すること（OECDの三大目的）である。理事会の下、政策分野毎の約30の委員

会で議論が行われるとともに、閣僚理事会が年1回開催される。サミット直前の開催が慣例であり、閣僚理事会における経済成長、多角的貿易等についての議論はサミットの議論に影響を与える。我が国からは、これまで、経済産業大臣が外務大臣及び経済財政担当大臣とともに出席している。

(2) 閣僚理事会

(ア) 概要

2013年5月29日～30日、フランス・パリにおいてOECD閣僚理事会が開催され、我が国からは林農林水産大臣、西村内閣府副大臣、鈴木外務副大臣及び佐々木経済産業審議官他が出席した。今次閣僚理事会では、「人がすべて：雇用、格差及び信頼（IT's all about people: Jobs, EqualITy and Trust）」をメインテーマとし、「経済的課題に対する新たなアプローチ」、雇用・格差・信頼、ジェンダー平等の促進、OECD技能（スキル）戦略、貿易及び格差是正の重要性等について議論された。

(イ) 主な論点

(A) 世界経済見通し

2014年までの見通しとして、先進諸国における経済成長は、2013年後半から回復していく見込みであるが、回復は一様ではなく日米は強いが欧州は弱いこと、また、日本経済は財政政策及び金融政策の効果により、2012年の景気後退から力強く反発し、今後は世界経済の回復もあり景気は引き続き回復する見込みであることが示された。加えて、我が国のアベノミクスの狙いと効果、財政健全化への取組及び成長戦略について、各国から評価する声が聞かれた。

(B) 雇用、格差及び信頼

雇用創出、技能（スキル）への投資、財政規律と社会保障のバランス、税源浸食と利益移転への取組の重要性等について各国から意見が述べられた。特に、若年層の雇用対策のためのスキル向上や、ジェンダー格差是正の取組が、新たな成長の源泉として重要であるとの点が指摘された。

我が国からは、具体的な取組として、アベノミクスと成長戦略、若者の活躍推進、女性の活動推進、ITによる生産性の向上等について説明した。

(C) 開発戦略及びパートナー国との関係強化

多くの加盟国からアジアへの取組の重要性が指摘され

るとともに、特に「東南アジア地域プログラム」立ち上げを評価する旨の発言が多くあった。また、2013年よりコロンビア及びラトビアの加盟手続を開始すること、また、コスタリカ及びリトアニアについては2015年の手続開始を念頭に進めることを決定した。

(D) 貿易

グローバル・バリュー・チェーン（GVC）や付加価値貿易（TiVA）分析に基づく貿易政策や市場の変化等について議論が行われるとともに、保護主義抑止に向けた各国のコメントメントが引き続き重要であるとの意見が出された。また、2013年12月のWTO閣僚会議で具体的な成果を出すべく、全ての国が柔軟かつ現実的に取り組む必要性について言及され、貿易円滑化協定締結への期待が表明された。

(E) クロージング

我が国のOECD加盟50周年の2014年に我が国が閣僚理事会議長国を務めることに期待が寄せられるとともに、議長サマリーにおいても日本の議長の下に開催される閣僚理事会への期待が示された。

3. 世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA／FTA）、投資協定

3. 1. 世界貿易機関（WTO）

(1) 多角的自由貿易体制としての世界貿易機関（WTO）

1948年に発足したGATT締約国は過去8度にわたり多角的交渉を行い、自由かつ公正な貿易ルールの策定を目指してきた。数次のラウンド交渉¹を経て、次第に関税削減が実現され、関税以外の貿易関連ルールも整備された。1993年のウルグアイ・ラウンド妥結後はGATTを発展的に改組してWTO（世界貿易機関）が設立された。

WTOはそれまでGATTが担ってきた、ラウンド交渉を通じた物品貿易に係る関税及び非関税障壁の削減や予見可能性を高めるための通商ルールの強化・充実に加え、規律範囲を拡大し、新たにサービス貿易、知的所有権の貿易的側面についても対象としている。また、紛争処理機能を抜本的に強化し、GATTに比べて、対象範囲が拡大し実効性も向上している。

2001年に開始されたドーハ・ラウンド交渉に関しては、

¹ 1960年に開始された第5回交渉（ディロン・ラウンド）以降、多角的交渉は「〇〇ラウンド」と呼ばれる。

2011年12月に行われた第8回WTO定期閣僚会議(MC8)において、交渉対象全分野²の一括合意が当面困難であることを認め、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で議論を進めることが合意された。その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回WTO定期閣僚会議(MC9)において精力的な交渉の結果、バリ・パッケージとして合意された。

ラウンド交渉以外でも、WTO協定(ルール)の執行を図る紛争解決手続が有効に機能しており、新興国を含め、紛争解決手続の活用が増加している。また、リーマン・ショックに端を発する世界的な経済危機以降、一部の国では自国産業支援や雇用確保を名目とした措置や鉱物資源の輸出規制といった保護主義的措置が導入されたが、我が国は、WTO紛争解決手続を積極的に活用し、こうした措置の是正を求めている。

(ア)現行WTO協定(ルール)の執行

WTO協定は、自由かつ公正な貿易ルールを策定すると同時に、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続に係る規律を備えている。WTO上の手続は、問題措置の是正勧告のみならず、勧告が履行されない場合に対抗措置を発動するための手続を備えていることから、他の国際紛争処理手続と比較して実効性は高い。WTO協定に違反する諸外国・地域の法令や措置の是正を求ることは、我が国の不利益を解消するのみならず、協定の実効性を担保するためにも重要である。また、通商摩擦をいたずらに政治問題化させないためにも、WTO協定が規定する権利・義務に基づいて主張・対処することが必要である。

こうした方針のもと、我が国は二国間交渉のほか、WTO紛争解決手続の活用によりWTO協定に違反する各国の政策・措置についてその是正を要求している。WTOでは、紛争解決手続が大幅に強化された結果、GATT時代と比べ紛争解決のための通商ルールを加盟国が積極的に活用しており、紛争解決手続に基づく協議要請件数が著しく増加している。1995年のWTO発足以来、WTO紛争解決手続が用いられた案件は474件(2014年3月31日現在)に上っている。

²第1表ドーア・ラウンド一括受諾の交渉項目と主要論点参照

る。こうした中、我が国が当事国として協議を要請した案件は19件あり、第三国としても多くの案件に参加している。

(イ)紛争解決手続に付託して解決を図っている事案

我が国は、WTO協定に違反する外国政府の政策・措置について、二国間交渉やWTO紛争解決手続等、あらゆる機会を通じてその是正を図っている。我が国が当事国としてWTO紛争解決手続に付託し、解決を図っている最近の事例は以下のとおりである。

(A)中国の原材料輸出規制への対応

中国政府は、多くの原材料品目について輸出規制(①輸出税の賦課、②輸出数量の制限、③最低輸出価格の設定)を行っている。各国は、中国の輸出規制措置が、GATT(関税と貿易に関する一般協定)及び中国のWTO加盟議定書に整合的でないとして、WTOの委員会や二国間協議の場で累次の是正を求めてきた。これに対し、中国政府からは、輸出規制措置の目的は、環境への配慮及び有限天然資源の保存であり、GATT第20条に整合的であるとの回答がなされたが、加盟議定書上の措置を正当化する根拠等について、詳細な説明は行われてこなかった。

2009年6月、米国及びEUは、ボーキサイト、コークス、ホタル石等の原材料9品目に対する輸出規制措置がWTO協定に整合的でないとして協議要請を行ったが、協議による解決に至らなかったため、同年12月にパネルが設置された(我が国は第三国参加)。2011年7月には、中国の輸出規制措置はWTO協定に整合的でないとするパネル報告書が公表された。同年8月に中国は上訴したが、2012年1月にパネルの判断を概ね支持する上級委員会報告書が公表された。これにより、中国は、協定整合的でないと判断された輸出規制措置の是正が求められ、2012年末が履行期限とされた。中国政府は、2013年1月以降、ボーキサイト、コークス、萤石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタルの6品目の輸出税を撤廃し、黄リン、亜鉛については加盟議定書で定められている範囲内の税率へと変更された。加えて、ボーキサイト、コークス、萤石、シリコンカーバイド、亜鉛については輸出数量制限を撤廃するなど、勧告を履行している。

2012年3月、我が国は、米国及びEUとともに、中国のレアアース、タンクステン及びモリブデンに対する輸出規制措置(輸出税、輸出数量制限、貿易権の制限等)について

て、WTO 協議要請を行い、2012 年 4 月に協議を実施した。しかし、協議による解決に至らなかつたため、同年 6 月、三か国がパネル設置要求を行い、同年 7 月にパネルが設置された。その後、2014 年 3 月 26 日、パネルは報告書を公表し、中国の輸出規制について、GATT 第 11 条（輸出数量制限の禁止）及び中国の WTO 加盟議定書第 11 条第 3 項（輸出税の禁止）、WTO 加盟議定書第 5 条第 1 項（貿易権の制限）等に違反するとの我が国、米国、EU の主張を全面的に認めた。本パネルの判断は、重要資源であるレアアース等の安定供給の確保のみならず、一部の資源国の保護主義的な動きを牽制する観点からも意義深く、我が国は、中国が本パネルの判断に従い、早期に輸出規制措置を是正するよう強く求めた。

(B) カナダ・オンタリオ州の電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ要求

カナダ・オンタリオ州は、再生可能エネルギーの普及を図るため、2009 年 5 月に再生可能エネルギーの電力の固定価格買取制度（Feed in Tariff（FIT））を創設した。同制度では、発電事業者等が固定価格買取制度に参入する際の条件として、組立てや原材料の調達等一定割合以上の付加価値が同州内で付加された太陽光・風力発電設備を使用することが義務化された（ローカルコンテンツ要求）。こうした措置は、内国民待遇義務を定める GATT 第 3 条、貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs）第 2 条違反に該当した。

我が国は、現地領事館等を通じてオンタリオ州政府に懸念を伝える他、カナダ連邦政府に対してもハイレベルでの働きかけを行う等、二国間の協議による解決を探ってきたが、カナダ側より前向きな回答が得られなかつたため、2010 年 9 月、カナダに対して WTO 上の二国間協議要請を行った。その後、2011 年 6 月にパネル設置要請を行い、7 月にパネルが設置され、2012 年 3 月及び 5 月にパネル会合が開催された。2012 年 12 月、パネルは最終報告書を公表し、WTO 協定に基づき、買取条件におけるローカルコンテンツ要求を撤廃すべきという我が国の主張を概ね認め、カナダが GATT 第 3 条及び TRIMs 第 2 条等に違反して不当な州產品優遇を行つているとの判断を示した。この認定に基づき、パネルはカナダに対し、GATT 及び TRIMs 違反とされた措置を WTO 協定に整合させるように勧告した。その後、2013 年 2 月にパネル判断を不服としてカナダが

上訴し、同年 5 月、上級委員会が最終報告書を公表した。同報告書はパネルの結論を支持し、我が国の勝訴が確定した。

上級委員会による勧告を受け、カナダは、履行期間を 10 か月（2014 年 3 月 24 日まで）とすることで日本と合意した。2013 年 8 月、オンタリオ州政府は履行に向けた中間的な措置として、ローカルコンテンツ比率を、小規模風力発電事業については 50% から 20% に、小規模太陽光発電事業については 60% から 19~28% に引下げるエネルギー大臣指示を公表した。2014 年 3 月現在、ローカルコンテンツ要求を撤廃する改正法案がオンタリオ州議会で審議されている。

(C) アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大

アルゼンチン政府は、2008 年 11 月、金属製品（エレベータなど）について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務づける非自動輸入ライセンス制度を導入した。その後、同制度の対象品目を拡大し、対象品目は約 600 品目に達している。加えて、輸入事業者に対する輸出入均衡要求（例えば、1 ドルの輸入を行う条件として、1 ドルの輸出を求める措置）を実施した。さらに、2012 年 2 月には、追加的な輸入許可制度として事前宣誓供述制度を導入し、輸入者はあらゆる輸入品について事前に歳入庁に申請を行うことが必要となつた。2013 年 1 月には、非自動輸入ライセンス制度が撤廃されたが、その他の措置（事前輸入宣誓供述制度、輸出入均衡要求など）は依然として存続している。

これらの輸入制限的措置は、GATT 第 11 条の「数量制限の一般的廃止」に抵触する可能性がある。

我が国は、産業界による改善要望も踏まえ、2012 年 8 月、米国及びメキシコとともに二国間協議を要請し、同年 9 月に協議を実施したが、満足のいく解決を得られなかつたことから、同年 12 月、米国・EU とともにパネル設置要請を行い、2013 年 1 月にパネルが設置され、2014 年 3 月現在係争中である。

(D) 中国の日本製ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング（AD）措置

2011 年 9 月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本、EU からの高性能ステンレス継目無鋼管の輸入に対する AD 調査を開始した。2012 年 11 月、中国政府

は、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとしてAD税を賦課する最終決定を行った。

本措置は、最終決定の公告における事実の記載が不十分であるなど調査手続に瑕疵があると考えられるほか、ダンピングによる国内産業への損害の認定等においても瑕疵があると考えられ、AD協定に違反する可能性がある。

このため、我が国は、2011年秋、2012年春及び秋のWTO・AD委員会において、日本から輸出される当該製品のほとんど全ては、超々臨界圧の石炭火力発電所のボイラ等に使用される高付加価値製品であり、中国製品とは競合しないため、中国国内産業に損害を与えないと指摘するとともに、当該日本製品の中国国内ユーザー側の意見も踏まえて適切な決定がなされることを強く要望する旨伝えた。その後も中国政府に対し、日本製品の調査対象からの除外を求めて働きかけを行うなど対話による解決を図ってきたが、解決に至らなかったため、2012年12月、我が国は、中国に対してWTO協定に基づく二国間協議要請を行い、2013年1月に協議を実施した（EUが第三国参加）。協議結果を踏まえ、4月にパネル設置を要請し、5月にパネルが設置された。また、同年6月にはEUが本件についてWTO協議要請を行い、同年8月にパネル設置を要請し、同月、パネルが設置された。2014年3月現在、日EUの要請に基づくパネルが係争中である。

(E) ロシアの自動車廃車税

ロシア政府は、2012年9月1日から、自動車に対する廃車税（リサイクル税）を導入し、自動車の輸入者及びロシア国内生産者に廃車税の支払を義務づけた。廃棄物の安全処理義務を受けたロシア国内生産者は廃車税の支払を免除されるが、免除の要件として、ロシア国内法人であることや、関税同盟諸国（ロシア、カザフスタン及びベラルーシ）の領域内で製造された部品の使用等が免除の要件とされた。また、一定の条件を満たす関税同盟諸国からの輸入車については廃車税が不適用とされた。

廃車税免除の余地を国産車のみに認め、関税同盟諸国に対して不適用とし、輸入車への免除の可能性が排除されている点等が、内国民待遇義務（GATT第3条）に違反する可能性があったことから、我が国は、2012年6月以降、経済産業大臣、外務大臣を始めとする我が国ハイレベルより、ロシア経済発展大臣や第一副首相等に対し懸念表明を行った。また、WTO物品理事会において、米国・EUとともに懸念を表明した。

こうした申し入れを受けて、2013年4月、ロシア政府は、廃車税制度をWTO整合的なものとするため、同制度を改正する法案（国内生産者や関税同盟国に対する免除制度を廃止し、すべての企業に廃車税を支払うことを義務付け）を公表した。しかし、同年6月、当初施行日は7月1日とされていた同法案の審議を秋に延期することを発表したことから、同年7月、EU及び我が国がそれぞれWTO協議を要請し、EUは7月、我が国は8月にロシアとの協議を実施した。こうした制度是正の要求の後、2013年10月に廃車税制度の改正法がロシア議会で可決され、2014年1月1日に施行された。

本改正により、①一定の条件を満たすロシア国内生産者に対する免税制度、②関税同盟諸国からの輸入車に対する免税制度が廃止され、内外差別及び特定国優遇の要素は基本的に是正された。

(F) ウクライナの自動車セーフガード措置

2011年7月、ウクライナ経済発展・貿易省は、2008年から2010年を調査対象期間とした輸入乗用車（排気量1000cc～1500cc及び1500cc～2200ccの乗用車）に対するセーフガード調査を開始し、2012年4月にセーフガード措置（追加関税の賦課）を発動すべきとする提案を行った。しかし、調査対象期間中のウクライナの乗用車輸入台数は大幅な減少傾向を示している等、多くの点でWTOセーフガード協定の措置発動要件を満たすかについて強い疑義があつたため、我が国は、2011年10月及び2012年4月に、WTOセーフガード委員会においてEUとともに懸念を表明した。また、公聴会への参加や、二国間協議の実施、ウクライナ経済発展・貿易大臣宛書簡の発出等を通じて懸念を表明しつつ、措置の発動を控えるよう要請を行った。

しかしながら、2013年3月、ウクライナ政府は「30日後から3年間、排気量1000cc～1500ccの輸入乗用車に対して6.46%、排気量1500cc～2200ccの輸入乗用車に対して12.95%の追加関税を課す」旨のセーフガード発動決定を公表し、同年4月に課税が開始された。これを受け、我が国は、閣僚レベルでの申し入れを始め、二国間及びWTOの関連委員会において、措置撤回に向けての累次にわたる働きかけを行ったが、状況が改善されなかつたため、2013年10月、WTO協定に基づく二国間協議を要請した。同年

11月及び2014年1月にウクライナとの協議を実施したが、満足のいく解決策が得られなかつたことから、2014年2月、パネル設置要請を行い、同年3月にパネルが設置された。

(ウ) ドーハ・ラウンド交渉（多角的交渉の推進）

(A) ドーハ・ラウンド交渉の特徴・経緯

2001年にカタールのドーハで行われた第4回WTO定期閣僚会議において立ち上げが宣言されたドーハ開発アジェンダ（以下「ドーハ・ラウンド」）は、産品の貿易自由化のみならず、サービス貿易、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、環境、途上国問題も含んでおり、グローバリゼーションやIT化が進んだ新たな時代の要請に対応した幅広い分野を扱っていることが特徴である。日本にとって本ラウンドの推進は、①他の先進国及び主要途上国の関税を削減する、②我が国サービス産業の海外市場への参入を容易にする、③通商ルール強化により予見可能性を高め、通商紛争を予防する、④加盟国・地域の国内構造改革を推進するきっかけとなる等の意義がある。

ラウンド交渉は、経済発展段階や利益・関心の異なる加盟国・地域間での合意を目指すという、複雑かつ困難なものである。先のウルグアイ・ラウンドでは8年間の歳月をかけ、一進一退を繰り返しつつ、関係者の粘り強い交渉により合意が達成された。ドーハ・ラウンドは、2008年7月の閣僚会合の決裂以後、先進国と新興途上国の対立により交渉が停滞し、2011年12月の第8回定期閣僚会議では、議長総括における「政治ガイダンスの要素」として、ドーハ・ラウンドについて、近い将来の一括受諾の見通しがないことを認めつつも、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることができた（参照：図1）。

第1図 ドーハ・ラウンド一括受諾の交渉項目と主要論点

農業	国内補助金の削減、関税削減、途上国への配慮
NAMA（非農産品市場アクセス）	関税削減（スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃）、非関税障壁の撤廃
サービス	外資規制の削減等の自由化、国内規制の透明化等の規律強化
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化
貿易円滑化	貿易手続の簡素化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い（S&D）
TRIPs（知的財産権）	ワイン・スピリッツの地理的表示（G I）多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品・サービスに係る貿易の自由化・円滑化

その後、非公式閣僚会議等を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であると特定され、APEC閣僚・首脳会議等を通じて、同3分野からなる2013年12月の第9回定期閣僚会議の成果（バリ・パッケージ）へのコミットメントが繰り返し確認された。

(B) 第9回定期閣僚会議

2013年9月のアゼベド新事務局長就任以降、第9回定期閣僚会議の成功を目指し、10月末までのバリ・パッケージ妥結を目標に交渉が加速された。3分野のうち、政治的対立が比較的少ない開発については進展が見られたものの、多くの論点が残る貿易円滑化と、食料安全保障目的の公的備蓄提案を巡る米国とインドの対立を抱える農業については交渉が難航した。アゼベド事務局長は交渉期限を順次延長し、交渉を続けたものの、11月26日の一般理事会において、最終合意を目前にしながら合意に至らず、今後の対応について加盟国間で議論してほしいと報告し、交渉妥結しないまま第9回定期閣僚会議に突入した。

第9回定期閣僚会議の開会後も、インドが食料安全保障目的の公的備蓄の取扱いについて恒久的な解決が必要であると強く主張するなど自国の立場を堅持したため、バリ・パッケージの成立が危ぶまれたが、米国とインドの間の水面下での交渉が続けられ最終的には両国間で合意に至った。バリ・パッケージの最終合意案に対して反自由化を主張する一部の国による強固な反対も見られたが、アゼベド事務局長の精力的な調整によって全会一致で合意に至った（参照：図2）。

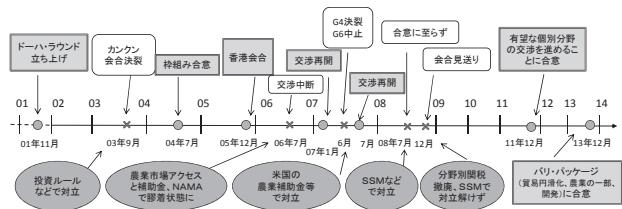
第2図 バリ・パッケージの合意内容

貿易円滑	・ 税関手續の迅速化や貿易規則の透明性向上
-------------	-----------------------

化	<p>のため、各国が実施すべき措置を規定（貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備、事前教示制度の整備等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発途上国に対し実施までの猶予期間を認めるとともに、実施が困難な場合は、先進国等からの支援を条件とした猶予期間を認めることを規定
農業	<p><u>①食料安全保障目的の公的備蓄に関する閣僚決定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 恒久的解決が得られるまで、食料安全保障を目的とした公的備蓄制度が WTO 農業協定上削減対象となる国内支持であっても、紛争解決処理に持ち込むことを自制する 上記合意は暫定的な位置づけとして、第 11 回定期閣僚会議までに公的備蓄問題の恒久的解決を得るために合意すべく交渉する <p><u>②関税割当の運用に関する了解（閣僚決定）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 関税割当の運用に係る透明性向上と未消化分の運用改善ルールを規定 <p><u>③輸出競争に関する閣僚宣言</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業の輸出補助金を最大限抑制する旨の政治宣言
	<ul style="list-style-type: none"> 綿花に関する進展を検証する専門会合の開催
	<ul style="list-style-type: none"> LDC 向け特恵制度の原産地規則ガイドライン LDC 向けサービス分野の優遇措置 LDC 向け無税無枠措置 途上国配慮条項 (S&D) の履行モニタリング制度

第 9 回定期閣僚会議で合意された貿易円滑化は、税関手続きの簡素化及び透明化を通じて我が国企業のグローバルな活動を支えるものであると同時に、協定が締結されれば 1995 年の WTO 設立以来初の全加盟国による協定となる。第 9 回定期閣僚会議は、13 年間続くドーア・ラウンド交渉において画期的な成果を上げ、WTO の交渉機能の信認維持に大きく貢献した（参照：図 3）。

第 3 図 ドーア・ラウンド交渉の経緯



備考 1 : G4 は、米国、EU、インド、ブラジル。G6 は、G4+日本、豪州。

備考 2 : SSM は、途上国農業特別セーフガード措置のこと。

資料：経済産業省作成

第 9 回定期閣僚会議では、パリ・パッケージに加え、12か月以内に今後のドーア・ラウンドの残された課題についての作業計画を策定することについても合意した。2014 年 1 月 25 日にスイス・ダボスで開催されたスイス主催 WTO 非公式閣僚会合では、今後の WTO 交渉の進め方について議論が開始された。作業計画について、アゼベド事務局長から、分野間の相互関連性を考慮すること、プロセスの透明性及び包括性が重要であること、実現可能性と野心のバランスに注意を払うこと等について発言があった。現在、今後の WTO 交渉について加盟国間で議論されており、我が国は、WTO による多角的貿易体制の維持・強化に向けて、今後の WTO 交渉の議論でも積極的に貢献していく。

(エ)保護主義の抑止

2008 年 9 月のリーマン・ショックに端を発する世界的な経済危機が発生して以降、自国産業支援や雇用確保を目的とした保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各國で高まった³。そうした国内の圧力を受けて保護主義に陥る国があると、他国の追随や報復などの連鎖を招き、世界全体に保護主義が蔓延し、世界貿易・経済に悪影響を及ぼすことが懸念された。そうした中で、多角的貿易体制を体現する WTO は保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。

2013 年 12 月に公表された G20 諸国・投資措置に関する報告書（第 10 版）では、調査期間中に G20 諸国が新たに導入した保護主義的措置は前期比で増加しており、G20 諸国が保護主義に対抗する努力を強化するよう訴えてい

³ 『通商白書 2009』第 2 章第 3 節参照

る。こうした報告書は、各国の貿易措置の監視を強化し、保護主義的措置の拡散を防止する効果が期待される。

また、G20 や APEC の場では保護主義抑止を求める国際的な高いレベルの政治宣言がなされてきた。加盟国は WTO 協定を遵守する義務を負うが、政治合意により協定以上のコミットが表明されるという意義がある。

G20、APEC における保護主義抑止の政治宣言については、保護主義抑止の実効性を高めるため、2つの大きな要素が存在する。一つは、「スタンダードスタイル（現状維持）」のコミットメントであり、新たな保護主義的措置を今以上に実施しないことを約束している。もう一つは、既に導入された保護主義的措置を是正すること、即ち、「ロールバック」のコミットメントである⁴。2013 年 9 月の G20 サンクトペテルブルグサミットでは、「ロールバック」のコミットメントを確認するとともに、「スタンダードスタイル」約束の 2016 年末までの延長に合意した。

(才) ITA 拡大交渉

(A) 拡大交渉の背景

ITA（情報技術協定）は、IT 製品 144 品目（HS 6 桁ベース：附属書 A⁵掲載品目のみ）について、ITA 参加国の当該品目の譲許税率を撤廃する取決めである。1996 年 12 月のシンガポール WTO 定期閣僚会議の際に日米 EU 韓など 29 か国で合意し、1997 年に発効した。それ以降、中国、インド、タイなど参加国数が拡大し、2014 年 3 月現在、78 か国・地域（ただしメキシコ、ブラジル等中南米の主要国や南アフリカ等は未参加）が協定に参加している。これらの国での ITA 対象物品の世界貿易総額に占める割合は 97% 以上となっており、ITA は世界貿易総額の約 15%（4.8 兆ドル(2011 年)）の関税撤廃に貢献している。主な対象品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、半導体製造装置等である。

現行協定の発効から 17 年が経過し、その間の技術進歩を受け、現行協定の品目リスト拡大と品目リストの対象範囲の明確化に対する各国産業界からの期待が高まっている。

⁴ 2012 年の G20 ロスカボス・サミットでも、カンヌ・サミットにおけるスタンダードスタイル及びロールバックのコミットメントが再確認された。（2012 年 6 月 G20 ロスカボス首脳宣言）

⁵ ITA 対象品目のリストは、附属書 A（対象品目が HS によって特定されている品目）と、附属書 B（関税分類にかかわらず対象とされる品目リスト）で構成されている。

拡大交渉は、具体的には、技術進歩により高機能化、デジタル化している医療機器やデジタルビデオカメラ、高機能化・多機能化した新型集積回路等を新たに ITA 協定の対象とする品目リストの拡大や、範囲を巡って過去に WTO の紛争解決手続に付託されたこともある、ITA の対象等（現行協定の附属書 B から附属書 A への移行を含む）の明確化を目的としている。

(B) 拡大交渉立ち上げまでの経緯

2011 年 3 月に、日米韓台等、17 か国 39 業界団体（その後、同年 5 月に 18 か国 41 団体）が ITA 拡大を要請する共同声明を発表。これを受けて、ITA の主要参加国（日米中韓台など）がほぼ全て参加する APEC で、日米が連携して WTO での ITA 拡大交渉に向けた機運の醸成を開始した。具体的には、2011 年 11 月の APEC ホノルル首脳会議で、「APEC エコノミーが品目及びメンバーシップ拡大に向けた交渉開始にリーダーシップを發揮していく」旨に合意した。

この APEC 首脳宣言を受けて、日米連携の下、2012 年前半の交渉開始を目指して協定参加国間の意見調整を行ってきた。他方で、交渉立ち上げの最終局面まで、EU が関税交渉と非関税障壁交渉をリンクさせて ITA 拡大交渉を行うべきと強く主張し、ドーハ・ラウンドが停滞する中、産業界の期待に応え、WTO が迅速に結果を出すためには、関税交渉に集中すべきと主張する日米等各国との間で協議が続いた。日米は、各国と連携して EU に対して働きかけを行い、最終的には関税交渉と非関税障壁交渉を切り離すことで EU も合意し、交渉立ち上げの道筋ができた。

2012 年 5 月には、日米等が共同で拡大交渉の開始を呼びかけるコンセプトペーパーを WTO に提出し、5 月 14 日にジュネーブの WTO 事務局で開催された ITA15 周年記念シンポジウムの翌日に開催された ITA 委員会公式会合で、ITA 拡大及びそのための作業を開始していくことに各国の強い支持があり、実質的な交渉が開始された。

(C) 拡大交渉の現状

2012 年 5 月末以降、月に 1 回の頻度で日米 EU 韓台マレーシア等の関心国による交渉会合がジュネーブで開催され、関心国の要望品目を積み上げ、整理した「品目候補リスト」の作成が進んだ。

2012 年秋以降の交渉会合からは、フィリピン、シンガポール、そして IT 製品の最大の貿易国である中国が参加し、「品目候補リスト」の絞り込みが行われるとともに、

各国のセンシティブ品目に関する議論も行われた。しかしながら、2013年7月の交渉会合において、中国の広範なセンシティブ品目リストに大きな改善が見られなかったことから、7月の交渉会合は中断されることになった。

その後、APEC等の場を活用して、各国ハイレベルで中国に対する働きかけを続けた結果、2013年10月から交渉が再開された。

交渉再開後、2013年11月の交渉会合において、各国が妥結に向けて譲歩する中、中国等が多くのセンシティブ品目を維持し続けたこと等から、妥結に至らなかった。2014年3月現在、早期の交渉再開を目指し、各国間で調整が行われている。

2014年3月現在、現行ITA対象品目の世界貿易額の90%以上をカバーする55か国・地域（内、EUは28か国）がITA拡大交渉に参加している。

(カ)新サービス貿易協定の検討

1995年のGATS発効から長期間が経過し、この間にインターネットの普及を始めとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の実態が大きく変化してきていることを背景に、WTOにおいても状況変化に対応した約束表の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが膠着し、急速な進展が見込めない状況となり、各国はFTA/EPAの締結等を通じてサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011年12月に開催された第8回WTO閣僚会議では、①途上国が強く支持するドーハ開発アジェンダは打ち切らない一方、②一括妥結は当面実現不可能であることを認め、部分合意、先行合意等の可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を試みることで一致した。

これを受け、2012年初頭から、「新たなアプローチ」の一環として、有志国・地域によるサービス貿易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する議論が開始された。2012年7月5日には、交渉のモメンタムの維持・拡大、有志国・地域以外の国々に対する透明性の確保と議論への参加の奨励を目的として、それまでの約半年間の議論で方向性の一致したものを取りまとめたメディア・リリース

「サービス貿易交渉の進展」が公表された。日本を含む有志国・地域は、自由化の約束方法、新たなルールなど、21世紀にふさわしい新たなサービス貿易協定に向けた議論を重ね、2013年6月には、本格的な交渉段階に移ったこ

とを確認する共同発表を行った⁶。2014年3月末現在のメンバーは、23か国・地域（日、米、EU、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド、パラグアイ及びリヒテンシュタイン）である。

(キ)環境物品交渉

(A)議論の背景

2001年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合(Committee on Trade and Environment Special Session)の設置が盛り込まれ、これを受け、CTESSにおいて関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、APECに場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、2015年末までに対象物品の実行関税率を5%以下に削減する旨合意され、2012年9月のAPECウラジオストク首脳会議で、その対象品目として54品目に合意した。

(B)現状

APECにおいて環境物品54品目の関税削減が合意されたことも受け、2012年11月より、ジュネーブにおいて、環境物品自由化推進国で形成する「環境フレンズ」国（日本、米国、EU、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー）で、WTOでの今後の環境物品自由化交渉の進め方についての議論が開始された。

2013年6月には、米国が「気候変動に関する大統領行動計画(the President's Climate Action Plan)」を発表。その中で、APEC環境物品リストを基に、WTOにおいて、太陽光、風力、水力、地熱などクリーンエネルギー技術を含んだ環境物品の貿易自由化に向けた交渉を立ち上げること、今後1年間で当該品目の世界貿易シェアの90%を占める国の参加を目指すこと等に言及した。

その後、2013年10月のAPECバリ首脳会議において、

⁶外務省HP

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000387.html) 参照。

APEC 環境物品リストを基に WTO で前進する機会を探求する旨合意したことも受け、ジュネーブにおける議論が加速した。そして、2014 年 1 月に、ダボスの WTO 非公式閣僚会合の開催にあわせて、米国が主導して、有志国 14 か国・地域（日本、米国、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、コスタリカ）が、WTO 環境物品交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。具体的には、APEC パリ首脳宣言を歓迎し、地球環境保護及び多角的貿易体制の強化のため、WTO において APEC 環境物品リストを出発点にグリーン成長に資する品目を幅広く追加するとともに、その最終的な関税撤廃を模索するという内容となっている。

我が国としては、日本企業の競争力強化、地球環境問題への貢献、交渉の場としての WTO の再活性化という観点から、本交渉の推進に、関係国と連携しつつ積極的に取り組んでいく。

(ク) 政府調達協定

1996 年に発効した政府調達協定は、協定発効から 3 年以内に新たな交渉を行うことが規定されていたことから、1997 年から政府調達委員会において、i) 協定の改善・手続の簡素化、ii) 開放的な調達を阻害する差別的な措置及び慣行の撤廃、iii) 協定の適用範囲（調達機関等）の拡大の 3 つを主な見直しの内容とする政府調達協定の改正交渉が開始された。

i) については、2006 年 12 月に改正条文案に関する暫定合意が成立した。

ii) 及び iii) については、2004 年 7 月に協定加盟国間で合意したモダリティ（交渉の枠組み）に基づき、協定加盟国間で提出されたリクエスト（他の協定加盟国に対する協定の適用範囲拡大の要求）及びオファー（自国の適用範囲拡大に係る提案）に基づいた二国間交渉が継続的に行われた。協定加盟国間の見解の相違を埋めるのは容易ではなく、長年にわたり合意を達成することができなかつたが、2011 年 12 月 15 日に第 8 回 WTO 定期閣僚会議に先立ち開催された WTO 政府調達閣僚会議において、14 年間続いた交渉が実質的妥結に至り、2012 年 3 月 30 日、政府調達委員会において協定改正議定書が正式に採択された。交渉の妥結により、各国が政府調達の対象とする機関を拡充するなど調達の範囲を拡大し、更なる政府調達市場が創出されることになった。例えば、日本は国際開放する物品・サービスの

調達の基準額の引下げなど、米国は連邦政府の 10 機関を新たに国際調達の対象に追加、韓国は中央政府機関 10 機関及び地下鉄等を新たに国際調達に追加した。WTO 事務局によれば、協定改正により、年間 800 億から 1,000 億ドル規模の新たな政府調達市場が創出されると推計されている。また、協定条文も改訂され、加盟交渉中及び実施の過程における開発途上国に対する S & D（特別かつ異なる待遇）の提供など開発途上国の加盟を促進するための条項等が導入された。この改正の背景としては、現在の政府調達協定加盟国のはほとんどが先進国であり、潜在的に大きな政府調達市場を有する開発途上国の加盟促進が重要な課題の 1 つであった点が挙げられる。また、電子的手段の利用の奨励等、より効率的な手続を行うための規定も整備され、これらにより外国の政府調達への参加が容易になることが期待される。

政府調達協定の改正議定書の発効のためには政府調達協定加盟国 3 分の 2 が受諾しなければならない。2014 年 3 月 7 日にこの要件を満たす 10 か国・地域（EU 及びその加盟国を 1 か国とカウント）が改正議定書を受託し、WTO 事務局へ寄託したため、その後 30 日目の日に当たる 4 月 6 日に改正議定書が発効することになった。我が国については、2013 年 12 月 3 日に改正議定書の締結のための国会承認を得たのち、改正協定の実施のための国内法令等の改正作業を進め、2014 年 3 月 17 日に WTO 事務局へ受諾書を寄託したことから、その後 30 日目の 4 月 16 日に改正協定が発効することになった。改正議定書の発効により、我が国の供給者等が参入できる他国の政府調達の範囲が拡大するとともに、我が国自身の調達をより効率的かつ機動的に行うことが可能となる。

3. 2. 経済連携協定、投資協定

(1) 経済連携協定（EPA／FTA）

EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）とは、物品関税の削減・撤廃、サービス貿易の自由化、投資環境の整備、ビジネス環境の向上に関する協議の場の設置等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする 2 国間又は多国間の国際協定をいう。

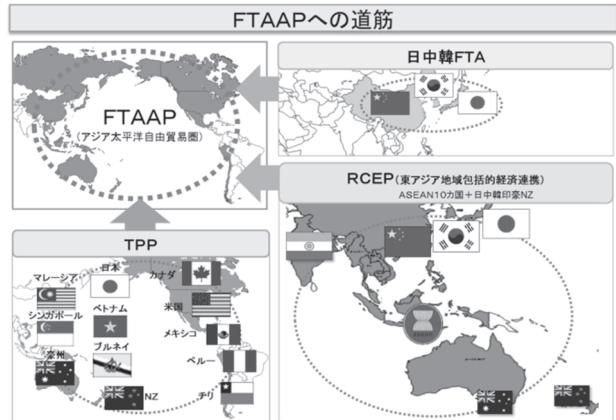
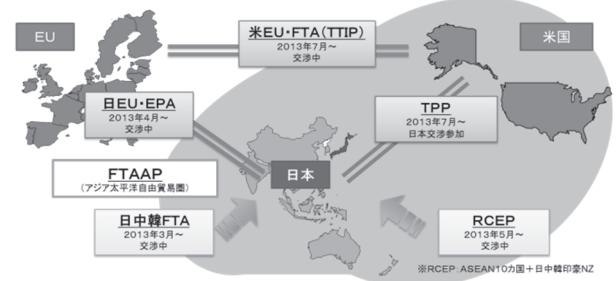
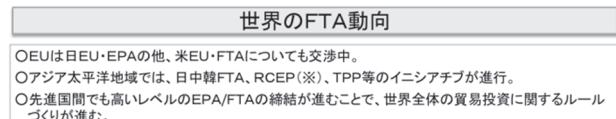
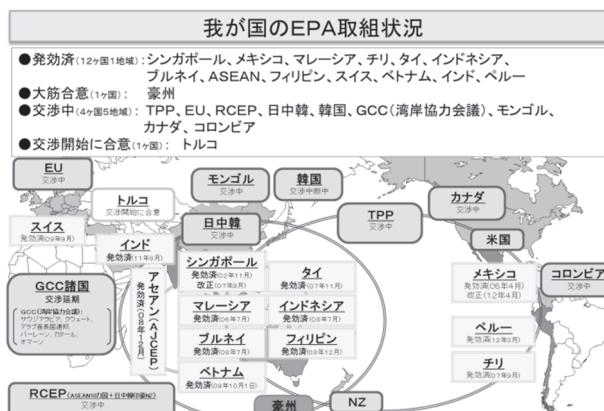
経済連携の推進は、国内に立地する輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に拠点を設置する等の投資をする

又はサービスを提供する企業にとって、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。

1990 年代以降、国際経済環境や各国の開発戦略の変化により地域統合の動きが加速し、EPA/FTA の締結数が年々増加してきている。その背景としては、① 欧米諸国が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による経済連携を図る動きを活発化させたこと（例：米国及び EC がそれぞれ NAFTA（1994 年発効）及び EU（1993 年発足）への取組を加速させる等）、② NIEs や ASEAN がいち早く経済開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ・メキシコ・ペルー等の新興国が貿易・投資の自由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中で EPA/FTA を活用する戦略を探ったこと、さらに、③ 2000 年代後半以降、WTO ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界の主要国が貿易・投資の拡大のために積極的に EPA/FTA を結ぶようになったことが挙げられる。

1990 年代以降地域統合の動きは一層加速し、GATT 第 24 条等に基づく地域貿易協定（RTA）の通報件数は、1990 年には 27 件に満たなかったが、2014 年 1 月時点では 583 件まで増加している。

以下、2013 年度までの取組について説明する。



(ア) アジア太平洋地域の経済統合と世界の FTA 動向

アジア太平洋地域では、APEC 参加国・地域の間で、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP：エフタープ）の実現を目指されており、そのための道筋として、TPP（環太平洋パートナーシップ）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓 FTA 等の広域経済連携の取組が同時に進行している。

2013 年 3 月には日中韓 FTA、2013 年 5 月には RCEP がそれぞれ交渉開始し、米国と EU との間でも 2013 年 7 月に環大西洋パートナーシップ（TTIP）協定交渉が開始した。2014 年 3 月末現在、北米、欧州、アジア太平洋の各地域をつなぐ様々な経済連携の取組が同時並行で進行している。これらの取組が相互に刺激し合うことで高い相乗効果を生み、先進国間でも高いレベルの EPA/FTA の締結が進むことで世界全体の貿易投資に関するルール作りが進むことが期待されている。

(イ) 我が国の経済連携取組状況

(A) TPP（環太平洋パートナーシップ）（交渉中）

TPP は、アジア太平洋地域において、21 世紀型の新たな経済統合ルールの土台を作り上げていく野心的な試みである。高いレベルの関税削減・撤廃だけではなく、サービス、投資、知的財産、金融サービス、電子商取引、環境、

国有企业等、幅広い分野で新たなルールを構築することで、成長著しいアジア太平洋地域全体に大きなバリュー・チェーンを作り出すことができるものと期待される。

日本は、7月にマレーシアで行われた交渉会合から正式に参加した。日本は12か国中最後に交渉に参加をする形となったが、これまで交渉の進展に大きな役割を果たしてきた。2014年2月に開催されたシンガポールでの閣僚会合では、ルール分野において多くの進展が見られ、市場アクセスについても、物品のほか、サービス、投資、政府調達など全般にわたって精力的に交渉が行われた。

日米間では甘利 TPP 担当大臣とフロマン米国通商代表が二度にわたり会談を行い、日米間の懸案の解決へ向け、事務レベルで引き続き折衝を続けることとなった。2014年3月、オランダ・ハーグにおいて、安倍総理とオバマ大統領が会談を行った際、TPP 交渉を加速化させることで一致していることを踏まえ、日本と米国は両国間の残された課題について集中的に交渉を行った。

(B) 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP(アールセップ)) :
Regional Comprehensive Economic Partnership) (交渉中)

RCEP は、世界全体の人口の約半分、GDP の約 3 割を占める広域経済圏を創設するものであり、最終的にはFTAAP (アジア太平洋自由貿易圏) の実現に寄与する重要な地域的取り組みの一つである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内におけるさらなる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域 EPA が実現すれば、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながることが期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によって EPA を活用する企業の負担軽減が図られる。

2013年3月31日～4月4日に第4回交渉会合が中国・南寧にて開催された。物品貿易、サービス貿易、投資、競争、知的財産、経済技術協力に関する各作業部会 (WG : ウェーリンググループ) 等が開催されるとともに、新たにTBT (Technical Barriers to TrADe: 貿易の技術的障害)、SPS (SanITary and phytosanITary measures: 衛生植物検疫措置) のサブ WG の立ち上げに合意がなされるなど、着実に議論が進展している。

東アジアの成長を取り込み、我が国産業の国際展開を後押しするものとなるべく、包括的で高いレベルの協定を目指し、2015年末の妥結に向け、迅速かつ精力的に交渉を進めているところである。

(C) 日中韓 FTA (交渉中)

日中韓三か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、三か国のGDP及び貿易額は、世界全体のGDP及び貿易額の約2割を占める。日中韓FTAは、三か国間の貿易・投資を促進するのみならず、FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏) の実現にも寄与するものである。

民間共同研究 (2003年～2009年)、産官学共同研究 (2010年～2011年) を経て、2012年5月の第5回日中韓サミットにて三か国首脳が日中韓FTAの年内交渉開始につき一致、同年11月の東アジアサミットの際に開催された日中韓経済貿易大臣会合において交渉開始が宣言された。翌2013年3月以降、計4回の交渉会合を開催し、物品貿易、サービス貿易、投資、競争、知的財産等の広範な分野について議論が行われている。

2014年3月に韓国・ソウルで開催された第4回交渉会合では、関税の交渉方式 (モダリティ) について活発に議論が行われるとともに、多くの分野において条文案に基づく交渉が開始され、協定に盛り込むべき要素等について議論が深まるなど、着実に議論が進展している。引き続き、包括的かつ高いレベルの協定を目指し精力的に交渉を進めしていく。

(D) 日 EU・EPA (交渉中)

日本と EU は、世界人口の1割、貿易額の2割、GDP の3割を占める重要な経済的パートナーであり、日 EU・EPA は、日 EU 間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先頭役を果たすものといえる。

2013年3月に行われた日 EU 電話首脳会談において、日 EU の EPA/FTA 及び政治協定 (SPA) の交渉開始に合意し、2013年4月の交渉開始以降、2014年5月現在までの間、5回の交渉会合が開催された。2014年3月31日～4月4日に東京で行われた第5回交渉会合では、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産権、非関税措置、政府調達等の各分野について議論がなされ、物品貿易の市場アクセスについては、オファーの交換が行われる等欧州側レビュー前最後の交渉会合で一定の進展が見られた。

日 EU・EPA 早期妥結に向けては産業界からの期待も強く、2013 年 11 月の日 EU 定期首脳協議前には、欧州企業を含む多数の団体が交渉を支持する声明を発表した。

(E) 日豪 EPA (大筋合意)

豪州は日本にとって普遍的価値と戦略的利益を共有する戦略的パートナーであり、日豪 EPA は豪州との貿易・投資を含む経済関係の強化、さらには、二国間関係の緊密化に寄与するものと考えられる。

2007 年 4 月に第 1 回交渉会合が開催された本 EPA 交渉は、2012 年 6 月までに 16 回の交渉会合を実施するとともに、その後も閣僚折衝や実務協議を継続し、日豪両国の主張の隔たりを埋めるべく議論がなされた。

2014 年 4 月 7 日、安倍総理とアボット首相は首脳会談を行い、日豪 EPA 交渉の大筋合意を確認した。今後、両国は可能な限り早期の署名に向けて迅速に作業を進めていく。

(F) 日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定 (サービス・投資章実質合意)

ASEAN 全体との EPA である日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) は、2004 年 11 月の首脳間での合意に基づき 2005 年 4 月より交渉を開始し、2008 年 4 月 14 日に各国持ち回りでの署名を完了し、2014 年 5 月時点でインドネシアを除くすべての参加国との間で発効している。AJCEP は、日本と ASEAN を 1 つのエリアとして、人口 7.4 億人、経済規模 8 兆 3 千億ドル(2012 年)の自由な経済圏を制度化するものであり、日本と ASEAN 双方の経済活性化促進の観点から、非常に重要な意義がある。

2010 年 10 月より交渉が行われていた AJCEP のサービス貿易章・投資章については 3 年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013 年 12 月の日 ASEAN 特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。

今般ルールについて実質合意に至ったが、今後も残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセス交渉を行っていく必要がある。

(G) 日韓 EPA (交渉中断中)

韓国との EPA 交渉は 2003 年 12 月に交渉を開始したもの、2004 年 11 月の第 6 回交渉会合を最後に事实上中断している。2008 年 2 月の福田総理 (当時) と李明博大統領 (当時) との日韓首脳会談の合意を受け、交渉再開に向けた実務協議が開催されてきた。また、2011 年 10 月に野田

総理 (当時) と李明博大統領 (当時) の間で行われた日韓首脳会談において、交渉再開に必要な実務的作業の本格的実施につき合意し、実務協議が行われてきたが、現在まで交渉再開には至っていない。

(H) 日 GCC・FTA (交渉延期)

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなる GCC (湾岸協力理事会) 諸国との FTA については、2006 年 9 月に交渉が開始され、2009 年 3 月までに 2 回の正式会合と 4 回の中間会合が実施された。しかし同年 7 月に、GCC 側の要請により交渉が延期されており、現在、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。

この地域は、我が国の原油輸入量全体の約 77% (2013 年) を占め、また我が国からの総輸出額も 2 兆円に達する (2013 年)。さらに、人口増加に伴う大規模なインフラ整備の需要があり、各國による、官民一体となった売り込みが積極的に展開されている。貿易・投資拡大及び我が国のエネルギー安全保障の観点に加えて、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが重要である。

(I) 日モンゴル EPA (交渉中)

日モンゴル EPA 交渉は、2010 年 1 月に行われた政府間の実務レベル協議において、官民共同研究を立ち上げることが決定され、日モンゴル両国首脳に EPA の早期の交渉開始を提言する内容の共同研究最終報告書が 2011 年 3 月に完成した。同報告書を受け、2012 年 3 月の日モンゴル首脳会談において、互恵的かつ相互補完的な経済関係の構築に向けて、日モンゴル EPA 交渉を開始することで一致した。

第 1 回交渉会合が 2012 年 6 月に行われ、最近では 2014 年 4 月に第 6 回交渉会合が開催された。直近の会合では、総則・最終規定、物品貿易、投資、サービス、知的財産、電子商取引、原産地規則、税関手続、競争、協力、紛争解決、衛生植物検疫措置 (SPS)、貿易の技術的障害 (TBT) 等の分野につき議論が行われ、進展が見られた。

日モンゴル EPA が締結されればモンゴルにとって初めての EPA/FTA となり (2014 年 3 月現在、モンゴルはいずれの国とも EPA/FTA を締結していない)、両国間の政治的・経済的つながりの強化に資するだけでなく、2010 年 11 月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた重要なステップとなる。

(J) 日カナダ EPA（交渉中）

カナダは、シェールガスなど我が国の新たなエネルギー・鉱物資源の調達先として着目されている。資源の安定確保の観点に加え、カナダからのエネルギー供給は、他国・地域の海域を経由しないことから、エネルギー安全保障上有利であり、カナダとの経済関係の深化は大きな意義がある。

日カナダ EPA 交渉については、2011 年 3 月から 2012 年 1 月までに 4 回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。同共同研究の報告書をうけ、2012 年 3 月の日加首脳会談において、両国の実質的な経済的利益に道を開く二国間 EPA の交渉を開始することで一致した。第 1 回交渉会合は 2012 年 11 月に行われ、最近では 2014 年 3 月に第 5 回交渉会合が開催された。

直近の会合では、サービス貿易、投資、知的財産、鉱物・エネルギー資源・食料等の分野につき有意義な議論が行われた。

(K) 日コロンビア EPA（交渉中）

コロンビアは、高い成長率（今後 5 年間で平均 4 % 強）が見込まれる人口 4,600 万人の市場であり、EPA を通じた貿易・投資環境の改善により輸出入拡大が期待される。コロンビアは、中南米諸国との FTA に加え、米国、EU、カナダとも既に FTA を発効済みである他、韓国の FTA にも署名済みである。

2011 年 9 月の日コロンビア首脳会談において日コロンビア EPA の共同研究立ち上げが合意されたことを受け共同研究が開始し、2012 年 7 月に「あり得べき EPA は両国に多大なる利益をもたらすであろう」との報告書がとりまとめられた。共同研究報告書を受けて 2012 年 9 月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開催することで一致した。

第 1 回交渉は 2012 年 12 月に開催され、最近では 2014 年 2 月に第 4 回会合が開催された。直近の会合では、物品貿易、協力、ビジネス環境整備、政府調達、衛生植物検疫（SPS）、貿易に関する技術的障害（TBT）等の幅広い分野について議論が行われ、進展が見られた。

(L) 日トルコ EPA（交渉開始に合意）

トルコは高い成長率（今後 5 年で平均 5% 強）が見込まれる人口 7,500 万人の魅力的な市場を持つ。貿易・投資環境の改善による輸出入拡大が期待され、我が国企業の関心

は高い。日トルコ間の投資・ビジネス環境の改善や、発効済の韓トルコ FTA（物品協定）に劣後しない貿易の自由化や規律の策定を目指している。

トルコと我が国は 2012 年 7 月に第 1 回日・トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコ EPA の共同研究を立ち上げることにつき合意した。これを受け、同年 11 月に第 1 回、2013 年 2 月に第 2 回の共同研究が開催され同年 7 月に日本・トルコの両政府に EPA 交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014 年 1 月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開始することで一致した。今後、スコーピングを経て、正式に交渉を開始する予定である。

(2) 投資協定

投資協定とは、投資先国での自国投資家及びその財産の保護や締約国間の投資自由化等を約束する国家間の条約である。海外に投資した投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上等により、投資を促進するための内容を規定している。

我が国は、これまでアジア諸国を中心に 33 件の投資協定及び投資章を含む経済連携協定に署名し、うち 28 件が発効している（2014 年 2 月現在）。

一方で、世界的に投資協定は近年大幅に増加しており、UNCTAD（国連貿易開発会議）の調べでは、世界の投資協定数は大きく増加しており、2012 年時点で 2,857 件に達している。国別では、ドイツ、中国、英国、フランスといった国々が 100 件前後の投資協定を締結している。中でも、欧州諸国や中国等は既に 100 件前後の投資協定を締結しており、我が国も更なる取組の推進が必要である。今後は、資源国や新興経済国を中心に、実際のニーズに基づいて交渉相手国の優先順位を付け、迅速かつ柔軟に投資協定の締結を進めることが求められている。

締結相手国(地域を含む)	署名	発効
エジプト	1977 年 1 月 28 日	1978 年 1 月 14 日
スリランカ	1982 年 3 月 1 日	1982 年 8 月 7 日
中国	1988 年 8 月 2 日	1989 年 5 月 14 日
トルコ	1992 年 2 月 12 日	1993 年 3 月 12 日
香港	1997 年 5 月 15 日	1997 年 6 月 18 日

パキスタン	1998年3月10日	2002年5月29日
バングラデシュ	1998年11月10日	1999年8月25日
ロシア	1998年11月13日	2000年5月27日
モンゴル	2001年2月15日	2002年3月24日
シンガポール(経済連携協定)	2002年1月13日	2002年11月30日
韓国	2002年3月22日	2003年1月1日
ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日
メキシコ(経済連携協定)	2004年9月14日	2005年9月17日
マレーシア(経済連携協定)	2005年12月13日	2006年7月13日
フィリピン(経済連携協定)	2006年9月9日	2008年12月11日
チリ(経済連携協定)	2007年3月27日	2007年9月3日
タイ(経済連携協定)	2007年4月3日	2007年11月1日
カンボジア	2007年6月14日	2008年7月31日
ブルネイ(経済連携協定)	2007年6月18日	2008年7月31日
インドネシア(経済連携協定)	2007年8月20日	2008年7月1日
ラオス	2008年1月16日	2008年8月3日
ウズベキスタン	2008年8月15日	2009年9月24日
ペルー	2008年11月21日	2009年12月10日
ベトナム(経済連携協定)※1	2008年12月25日	2009年10月1日
スイス(経済連携協定)	2009年2月19日	2009年9月1日
インド(経済連携協定)	2011年2月16日	2011年8月1日
ペルー(経済連携協定)※2	2011年5月31日	2012年3月1日
パプアニューギニア	2011年4月26日	2014年1月17日
コロンビア	2011年9月12日	未定
クウェート	2012年3月22日	2014年1月24日
日中韓	2012年5月13日	未定
イラク	2012年6月7日	2014年2月25日
サウジアラビア	2013年4月30日	未定
モザンビーク	2013年6月1日	未定
ミャンマー	2013年12月15日	未定

4. 新興国戦略

(1) 概要

我が国の市場が世界市場の中で相対的に小さくなる中、新興国展開の重要性はますます高まっている。新興国への需要の獲得は、我が国企業が世界で拡大する需要を補足して我が国に富を還流するため、また、我が国からの製品輸出・部素材調達を促進する基盤づくりのために必要である。新興国の成長を最大限に取り込んでいくためには、それ

ぞれの新興国の状況を理解した上で、戦略的取組を進めていく必要がある。

そこで、各地域の事情を踏まえて、新興国を次の3グループ、①「中国・ASEAN」、②「南西アジア、中東、ロシア、中南米」、③「アフリカ」に分類し、取組の方針についてまとめる。

(2) 新興国市場の3類型

(ア) 中国・ASEAN: FULL進出

第1グループは、「中国・ASEAN」である。同地域は、特にASEANにおける中間層・富裕層の増加に伴い、生産拠点としてだけでなく、消費市場としての魅力が増加している。ただし近年、海外の競合企業との競争が激化している。

今後は、サプライチェーンの高度化等を通じて「更に深く」、「更に幅広い」産業の進出により需要を取り込む、『FULL進出』を目指す。

(イ) 南西アジア、中東、ロシア、中南米: CRITICAL MASSの到達

第2グループは、「南西アジア、中東、ロシア、中南米」である。同地域は、富裕層・中間層も育ち、市場規模も大きく、成長率も高いが、我が国企業の進出は相対的に遅れていることから、逆転を目指さなければならない市場といえる。

これらの市場では、戦略的に『CRITICAL MASSの到達』を目指す有望分野に絞って、集中的に取り組んでいく。

(ウ) アフリカ: 成功事例の創出

第3グループは、「アフリカ」である。同地域は、2030年頃にかけて、大幅な人口増が起こり、かつ市場も大規模に拡大するであろうとの期待も高いが、我が国企業の進出が進んでおらず、いわば不戦敗状態にある。

今後は、我が国企業が安心して投資できる環境整備を通じて、1つでも多くの『成功事例』を創出するとともに、資源・インフラ関連の個別プロジェクトの実現を目指す。

(3) 企業支援施策

(ア) 中堅・中小企業及びサービス業の海外展開促進策

日本企業が海外展開をする際、潜在力・意欲のある企業に対する支援をシームレスに行う体制を整備するため、地域の金融機関や商工会議所などが、顧客企業に、在外公館・JETRO等、海外展開を支援できる機関を紹介する「海

外展開一貫支援ファストパス制度」を開始した。

国外においては、法務・労務・知財問題等に対処するワンストップ窓口として「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を世界10か所で整備した。

(イ)貿易保険制度の見直し

日本企業の国際展開を支援することにより、著しい経済成長を遂げる新興国を始めとする、海外の旺盛な需要を獲得することが重要である。貿易保険制度は、対外取引を行う者が戦争やテロ等の発生によって被る損失を填補する、日本企業の国際展開に不可欠な制度であるため改正に向け尽力している。

(ウ)投資協定・租税条約の締結・改正

海外に進出した我が国企業の安定的な操業を行うためのビジネス環境を確保し、投資財産の保護、現地進出・資金還流の障壁を撤廃するため、投資協定の締結を促進している。2013年度においては4月にサウジアラビア、6月にモザンビーク、12月にミャンマーとの投資協定に署名した。

また、両国の課税所得の範囲等を調整する租税条約を新規締結・改正することにより、海外進出企業に対する課税の法的安定性の確保、我が国企業が海外で稼得した収益の国内環流の円滑化等に資することが期待される。2013年度においては、6月にクウェートとの租税条約が発効するとともに、5月にアラブ首長国連邦と、2014年1月にオマーンとの租税条約に署名した。

(4)規制・制度環境の整備

新興国市場の成長を取り込むには、相手国のニーズに応える商品を生み出すだけでなく、同市場を我が国の製品・技術にとって有利な競争環境に整える必要がある。以下の図（参照：図 制度環境の整備）は、自社製品の競争上の優位性確保を目的として、各国や企業が制度形成に取り組んだ主な事例をまとめたものである。

今後、対象とする国・市場の特徴を踏まえ、官民が連携して制度形成を積極的に仕掛けていくことで、新興国市場の成長を取り込み、我が国経済の持続的な発展につなげていく。



図 制度環境の整備

5. 二国間関係

5. 1. アジア大洋州各国関係

(1)日中関係

2006年10月に日中双方で発表した「日中共同プレス発表」には、「共通の戦略的利益に立脚した互恵関係」（戦略的互恵関係）を構築するため努力していくことが盛り込まれ、その後、戦略的互恵関係構築のための様々な取組が進められた。

しかしながら、2012年9月の日本政府による尖閣諸島の取得・保有後、中国各地で反日デモが発生し、一部暴徒が日系企業への破壊行為を行い、中国国内での日本製品の販売にも影響が出るなど、日中経済関係も大きな影響を受けた。2012年9月以降、経済産業分野では、10月に日中自動車協議（課長級）、2013年9月に日中鉄鋼対話（課長級）、11月に日中特許庁長官会合（長官）が開催されたが、首脳級、経済関係の閣僚・次官級での二国間対話・交流は実施されていない。

(ア)省エネルギー・環境協力

中国は急速な経済発展に伴い、消費するエネルギー量や環境負荷等が大きくなる中、省エネルギー・環境改善を一層促進することが国家的な目標となっているが、これは日中関係の発展にとっても重要な政策課題である。「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」は、2006年から毎年開催されているもので、日中両国の官民のリーダーが参加し、省エネルギー・環境分野に関する政策、経験、技術などについて意見交換等を行っているが、2012年8月に第7回フォーラムが開催されて以来、本フォーラムは開催されていない。

(イ)貿易投資環境上の諸課題

日中間の経済関係を維持・拡大するためには、貿易投資におけるビジネス環境を整備する必要がある。そのため、首脳・閣僚間の会談や次官級定期協議を始め、様々なレベル、機会を活用した中国側への働き掛けが重要である。

レアアースを始めとするレアメタルは、我が国ハイテク産業等にとって重要な原材料であり、その安定供給は必要不可欠であるが、中国政府は環境・資源保護を理由に輸出規制や生産規制を実施した。2012年3月、我が国は、中国のレアアース等の輸出規制がWTO協定に違反する疑義があるため、米国及びEUとともに、WTO協定に基づく政府間協議を要請した。その後、協議では解決に至らないため、日本・米国・EUの要請により、同年7月にパネルが設置され、審理が開始された。2014年3月、パネル最終報告書が公表され、パネルは日米EUの主張を全面的に認め、中国の輸出規制措置はWTO協定に違反すると判断を示した。

日本製鉄鋼製品（高性能ステンレス継目無鋼管）に対するアンチ・ダンピング（AD）調査に関しては、中国製品との競合性がないとして、対話による解決を図ってきたが、中国側はAD措置を行い解決に至らなかつたので、2012年12月にWTO協定に基づく二国間協議を要請した。しかし、協議では解決に至らなかつたため、日本は2013年4月にパネル設置を要請し、5月にパネルが設置され、2014年3月現在、パネル審理が行われている。なお、EUも2013年6月に二国間協議を要請、8月にパネル設置を要請し、日本要請に係るパネルと並行して審理が行われている。

(2)日韓関係

韓国では2013年2月に朴槿恵（パク・クネ）大統領が就任し、省庁再編により知識経済部は外交通商部の通商部門を併合し、産業通商資源部と名称を変更した。

(ア)貿易・投資等

2013年の日韓貿易の総額は約947億ドルと対前年比で輸出▲10.7%、輸入▲6.7%と減少したが、依然、双方にとって相手国は第3位の貿易相手国であり、比較的高い水準で推移している。また、日本からの対韓直接投資（申告ベース）についても、前年に對前年比で約2倍と大幅に増加した反動等から▲40.8%の減少となったものの、26.9億ドルと一昨年との比較では増加を維持し、米国に次ぐ2番

目の投資国となった。一方、この間、2012年後半から行きすぎた円高の急激な修正が進み、韓国では自国産業に対する影響への大きな懸念が広がった。

(イ)自由化交渉

2013年3月に第1回の日中韓FTA交渉が開始され、翌月のAPEC貿易担当大臣会合では茂木経済産業大臣と尹相直（ユン・サンジク）産業通商資源部長官が日中韓FTAとRCEPを今後も積極的に推進することを確認した。さらに、同年5月に第1回のRCEP交渉も開始された。

(ウ)徴用工訴訟問題

戦時中に徴用されたとする民間人とその遺族が起こした裁判で、2013年7月に韓国ソウル高裁が新日鉄住金に、また釜山高裁が三菱重工に対して損害賠償の支払を命じる判決を下し、両社は直ちに大法院に上告した。これに対して、閣僚会談など様々な機会を利用して働きかけを行った。また同年11月には日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日韓経済協会が連名で良好な日韓経済関係の維持発展を求める声明文を発表した。なお、2013年には、日韓関係の悪化を背景に同様の訴訟が新たに4件、提訴されている。

(エ)日本産水産物に対する輸入規制強化

韓国が2013年9月に福島周辺8県の全ての水産物の輸入を禁止する特別措置を決定したことに対して、韓国政府に汚染水問題に関する情報提供を行うとともに措置の撤回を求めている。

(3)日モンゴル関係

1990年以降、民主化、市場経済化を進め、急速に発展するモンゴルは、石炭、レアメタル等豊富な鉱物資源に恵まれていることから、更なる成長が期待され、我が国にとっても重要な資源国である。

安倍総理は2013年3月に我が国総理として7年振りにモンゴルを訪問して首脳会談を行い、3つの精神（平和、自由・民主、助け合い）を共有の上、日モンゴル「戦略的パートナーシップ」の強化を図るために、政治・安全保障、経済、人的交流の3本柱を中心に具体的取り組みの進展を首脳間で合意した。以降、両国関係は急速に進展してきている。

2013年5月にウランバートルで「第6回日モンゴル官民合同協議会」が開催された。当省からは菅原経済産業副

大臣が出席し、貿易投資環境の整備・推進、二国間協力に向けた意見交換を行うとともに、モンゴル国経済開発省との間で貿易分野における二国間協力に係る覚書に、同エネルギー省との間で二国間オフセット・クレジット制度に関する覚書に署名を行った。

茂木経済産業大臣は、2013年8月に来日したバトバヤル経済開発大臣と日モンゴルEPAや石炭などについて会談を行った。

安倍総理は2013年9月に公式実務訪問賓客として来日したアルタンホヤグ首相と首脳会談を行い、日モンゴル関係を新たな段階に推し進めるものとして、「政治・安全保障」、「経済」、「人的交流」の3本柱で構成され、2017年までの今後の両国の協力の方向性を規定した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に合意するとともに、あわせて、「戦略的パートナーシップの強化に関する日本国とモンゴル国との共同声明」を発出した。経済分野における主な成果は以下の通り。

[1] 官民合同協議会の成果の拡大をはじめとする貿易投資促進のための協力を実施するなど、投資・ビジネス環境を整備するとともに、二国間クレジット制度に基づくプロジェクトの実施、石炭や宇宙開発分野などにおける協力を実施することにより、モンゴルの持続可能な経済発展への協力を推進していくことで一致した。

[2] 日モンゴルEPA交渉の早期妥結に向け引き続き勢力的に交渉を進めていくことを確認した。

[3] 鉱物資源開発に関し、安倍総理から日本企業の参画の促進を期待する旨表明し、アルタンホヤグ首相からは、鉱物資源開発についても日本と協力していきたい旨表明があった。

(4) 日インド関係

富裕層・中間層の拡大や急速な都市化の進展等によりインドは市場及び製造拠点としての魅力が高まっている。インドへ進出する日系企業は急速に増加しており、近年我が国との関係も急速に緊密の度を増している。

こうした中、2013年5月にシャルマ・インド商工大臣が訪日し、安倍総理、茂木経済産業大臣を表敬した。また同月シン・インド首相が訪日し、安倍総理と首脳会談を実施。DMICプロジェクトの更なる推進等、大型インフラ分野及びエネルギー分野での協力に合意した。茂木経済産業

大臣は、同年9月に訪印し、シン首相、シャルマ商工大臣等との会談を行った。また、シャルマ商工大臣、両国の産業界が参加した官民対話、アルワリア計画委員会副委員長が参加した日印エネルギー対話を実施するとともに、日印医療機器ビジネスセミナーを日インドで共催、「日印IT及びエレクトロニクス産業に関するJoint Working Group」の立ち上げ等、多方面から更なるインドとの連携を図った。

さらに、2014年1月に安倍総理がインドを訪問し首脳会談を実施。インドのインフラ整備に日本の高い技術が活用されることへの期待を表明し、その関連で、日本からの投資拡大のためのビジネス環境整備に関する協力を強化することで一致した。

(ア) 日系企業のインド進出支援

インド市場の魅力が高まる一方で電力の安定供給等、投資環境整備が喫緊の課題となっている。これらの課題の解決に向けて、9月の茂木大臣訪印の際にはシャルマ商工大臣との間でインドでの日本企業によるビジネス展開に向けた分野横断的な投資環境整備をはかるため、「日印投資交流アクションプラン」共同声明に署名。アクションプランでは、ビジネスマッチングの強化、中央及び州政府との協力、投資手続の簡素化・インフラ開発等の投資環境整備に取り組むこととした。また、チダンバラム財務大臣と、インドへの投資につながる複雑な税制の簡素化や税務執行の透明性の確保、GST（物品サービス税）の早期導入などについて議論を行った。

また、州政府と連携し、バイプラント・グジャラート2013へのパートナーカントリーとしての参加（グジャラート州）、インド州政府による日本企業誘致フェア（インド商工省、通信IT省、7つの州の政府及び開発公社高官を日本に招聘）を行い、日本企業によるインドへの投資促進を図った。

(イ) デリー・ムンバイ、チェンナイ・バンガロール産業大動脈構想

日印共同で進めるデリー・ムンバイ産業大動脈(DMIC)、チェンナイ・バンガロール産業大動脈(CBIC)開発について、2013年5月と12月にDMICの各プロジェクトの状況の確認を行うDMICタスクフォース（次官級）を開催。各個別プロジェクトについて議論を行った。また、9月の茂木経済産業大臣のインド出張の際に、DMIC、CBICの進展を確認するとともに、ニムラナ工業団地における太陽光発

電事業やダヘジにおける海水淡水化事業、エンノール港へのアクセス道路の改善など、プロジェクトを加速させることに合意した。

(ウ)エネルギー協力

第7回日印エネルギー対話を実施し、エネルギーの全ての分野での協力推進について議論した。官民での具体的な協力を促進するための「再生可能エネルギー等推進日印官民ラウンドテーブル」の設置やLNGの消費国連携を多国間に広げること等について決定した。この他、超々臨界圧発電に関する技術者の招聘研修、電力系統安定化等について広く議論を行った。

(5)日豪関係

2012年5月東京において、枝野経済産業大臣とエマーソン貿易兼競争力大臣との間で、第3回貿易大臣会合を開催し、日豪EPA、資源・エネルギー、TPP、地域的経済連携、WTO等、二国間・多国間／地域の貿易・経済政策について幅広い意見交換を行い、それぞれの分野において両国が協力して前進させていくことを確認した。また、両国間のインフラ協力を推進することを目的として、日豪官民政策対話(第2回2011年10月東京、第3回2012年10月キャンベラ、第4回2013年10月東京)を開催し、両国の官民が一体となって今後の協力の方向性等について議論を行った。

また、茂木大臣は、エマーソン貿易兼競争力大臣、マクファーレン産業大臣及びロブ貿易・投資大臣と会談し、日豪経済関係強化につき議論を深めた。

(6)日中韓関係

2012年5月、北京で第9回日中韓経済貿易大臣会合及び第5回日中韓サミットが開催された。

経済貿易大臣会合では陳徳銘・中国商務部長が議長を務め、枝野経済産業大臣、朴泰鎬・韓国外交通商部通商交渉本部長が出席し、三国間のFTA、投資協定、そしてG20、WTOやAPECなど国際的・地域的枠組みの協力や、知財分野や業界レベルの協力について議論を行った。

また、サミットには、日本からは野田佳彦総理、中国から温家宝国务院総理(議長)、韓国からは李明博大統領が出席し、三国間協力の進捗と今後の方向や地域・国際情勢等について議論をした。サミット終了後には三国首脳会いのもと、関係閣僚(日本:枝野経済産業大臣及び山口外

務副大臣、韓国:朴泰鎬外交通商部通商交渉本部長、中国:陳徳銘商務部長)により日中韓投資協定が署名された。

(7)東アジア関係

(ア)日ASEAN関係

2013年8月20日にブルネイ・バンダルスリブガワンにおいて、第19回ASEAN経済大臣会合が開催され、日ASEAN経済協力の今後の方向性について議論が行われた。

2013年12月に東京で開催された日ASEAN特別首脳会議では、「平和と安定のパートナー」、「繁栄のパートナー」、「より良い暮らしのためのパートナー」、「心と心のパートナー」の4つの柱からなる「日・ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント」を採択。また、2008年に署名した日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定のサービス貿易章及び投資章については2010年11月より交渉が行われているところ、サービス交渉については2013年11月、投資交渉については2013年12月に、共にルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日・ASEAN特別首脳会議において実質合意を確認。両交渉における主要部分以外の残された論点については引き続き交渉中。

同特別首脳会議後には、日ASEAN40周年記念フォーラムを開催。産業界及び有識者より、特別首脳会議で示されたビジョンを実現に導き、日ASEAN戦略的経済協力10年ロードマップを強化するためのインプットを得た。

(イ)ASEAN+3(日中韓)の取組

2013年8月20日にブルネイ・バンダルスリブガワンにおいて、第16回ASEAN+3経済大臣会合が開催された。概要は以下の通り。

[1]EABEX(East Asia Business Exchange)ポータルサイト及びRCEPWGの立ち上げ等、EABC(東アジアビジネスカウンシル)の活動及び提言を歓迎。貿易投資促進や中小企業育成に向けて官民が連携していくことを確認。

[2]2013年10月の首脳会合に向けて「ASEAN+3協力作業計画」及び「EAVG(東アジアビジョングループ)II報告書」の経済関連分野について検討を進めることを確認。

(ウ)ASEAN+6(日中韓印豪NZ)の取組

2013年8月19日にブルネイ・バンダルスリブガワンにおいて、第1回RCEP閣僚会合が開催された。概要は以下の通り。

これまで議論してきた共通譲許の原則及び2014年8月

の第2回 RCEP 閣僚会合までにモダリティを固めることについて、各国閣僚レベルで合意。次回の交渉会合から物品市場アクセス分野における実質的な交渉を進めていくことで一致。

(エ) ASEAN+8（日中韓印豪 NZ 米露）の取組

2013年8月21日にブルネイ・バンダルスリブガワンにおいて、第2回東アジア（ASEAN+日中韓印豪 NZ 米露）経済大臣会合が開催された。概要は以下の通り。

[1] 2015年に東アジアで単一の巨大な成長市場、単一の生産拠点が実現することを見据え、国境を越えたビジネス展開を促進するための制度調和を始めとしたコネクティビティの強化、ASEAN 経済共同体の構築支援及び様々な貿易自由化・円滑化に向けた取組の促進を、米露を含めた広域で継続して議論すべきアジェンダとして合意。

[2] 2015年以降の中長期を見据えて最適な産業クラスターのネットワークを構築することを目指し、地域全体を見通した産業クラスターに関するビジョンの策定を ERIA で行うことに合意。

(オ) 日メコン関係

2013年8月20日にブルネイ・バンダルスリブガワンにおいて、第5回日メコン（日本、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びタイ）経済大臣会合が開催された。概要は以下の通り。

[1] 昨年の第4回日メコン経済大臣会合で採択されたメコン開発ロードマップにつき、港湾整備、越境交通協定、産業人材育成等、着実な進捗を確認。また、国境開発、人材育成の新事業、ビジネス関連法 WG の設置についての新事業提案を加え、メコン開発ロードマップを改訂することにつき合意。

[2] 日本よりメコン全体の中長期的産業育成戦略の策定を提案し、合意。具体的な方向性につき、日 ASEAN 経済産業協力委員会（AMEICC）西東回廊開発作業部会（WEC-WG）に対し議論を深めるよう委任。

(カ) 東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）

東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）は、2006年8月の日 ASEAN 経済大臣会合等において、日本が「東アジア版 OECD」構想として設立を提案したものである。その後、東アジア各国の首脳級及び閣僚級の会合等で議論され、2007年11月の第3回東アジアサミット（EAS）の議長声明等を踏まえ、2008年6月3日に、スリン ASEAN 事務総長及び東アジア 16か国の代表者の出席のもと設立総会が開催され、ERIA が正式に設立された。設立以来、「経済統合の深化」、「経済格差の是正」及び「持続的経済成長」を主要な政策分野とする調査・研究、シンポジウム等を実施しており、東アジア首脳会議等の場を活用した政策の実現を目指している。

上記3つの柱に基づき、FTA の比較研究を通じて RCEP 交渉に向けた検討課題を提示するとともに、ASEAN 経済共同体ブループリント（行動計画）の中間レビューを実施。さらに、2010年度に策定した「アジア総合開発計画」や「ASEAN 連結性マスタープラン」の実行に向けたフォローアップや支援を実施し、ASEAN 及び東アジア地域の経済統合及び経済格差の是正に大きく貢献してきた。さらに、2007年1月の第2回東アジアサミット（EAS）で採択されたセブ宣言に基づいてエネルギー分野の研究を開始しており、2013年8月に開催された東アジア経済大臣会合では、2015年以降の中長期を見据えて最適な産業クラスターのネットワークを構築することを目指し、地域全体を見通した産業クラスターに関するビジョンの策定を ERIA が取り組むこととなった。

これら ERIA の活動については ASEAN や東アジアの経済閣僚及び首脳からも高く評価されており、引き続き、ERIA が ASEAN 首脳会合・東アジア首脳会合などに貢献していくことが期待されている。

(キ) その他バイ関係

(ア) 日インドネシア関係

2013年10月にパリにおいて、茂木経済産業大臣及びインドネシアのハッタ経済担当調整大臣を共同議長とし、第5回「日インドネシア経済合同フォーラム」を開催。両国の官民ハイレベルが一堂に会し、産業振興とインフラ整備、ビジネス・投資環境整備を総合的に進めるため、二国間の経済関係について包括的に協議を実施。

2013年12月東京において、ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）第4回運営委員会が開催され、磯崎経済産業大臣政務官が出席。MPA が日本とインドネシアの戦略的なパートナーシップの強化に資するものであり、より広く緊密な両国の互恵関係を実現するための重要な取組であることを確認し、MPA 戦略プランの実施の一層の加速化に向けた協力を進めていくことで一致。また、投資関連の規制、規則及び慣行を直接投資に一層資るものとし、イ

ンドネシアにおける直接投資を推進する方策を探求するために両国官民が協議を行う投資促進ハイレベル協議の意義を改めて確認した。

(B) 日ベトナム関係

2011年1月、ベトナム共産党にて社会経済開発10か年戦略の中で「2020年までに工業国化を達成する」目標が決定された。我が国は外国政府として唯一のパートナーとして、[1] 2020年までのベトナム工業化に向けた戦略産業案の策定（産業を選択・集中的に創設・強化する方針）、[2] 行動計画の策定、[3] ベトナム政府・首相の決定を得た上、工業化に向けた政策の実装に関して協力。2011年9月には日越間の作業部会を設置し、2011年10月にベトナム・ズン首相が来日した際に署名した日ベトナム共同声明においてベトナム工業化戦略への日本の協力及びベトナム副首相が主宰するハイレベル委員会の設置に合意。2012年3月、工業化を図る業種としての9業種（第1グループ：電気電子、食品加工、環境・省エネ、造船、農業機械。第2グループ：繊維、二輪、自動車、製造業用鉄鋼）を日越間で合意した。

2013年7月、茂木経済産業大臣はベトナムを訪問。概要は以下の通り。

[1] インフラ等のトップセールス

ズン首相にMRJの導入を働きかけるとともに、原子力発電所建設計画について、安全性を第一とした上で、本事業の具体化に向け協力を加速化することで一致。

[2] 地球温暖化対策における協力

アセアン最初の地球温暖化対策を推進する二国間クリジットに係る協力覚書に署名。スマートコミュニティプロジェクト推進のための民間合意を締結し、地球温暖化対策における両国の協力を推進。

[3] 日本企業の現地展開の促進

「工業化戦略」について、自動車、裾野産業、人材育成における協力を深化することで合意。また、日本の中小企業の現地進出を支援するため、アジアで最初の「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の発足式を実施。

(C) 日タイ関係

2011年10月にタイ中心部を中心に発生した洪水の影響でバンコク北方アユタヤ周辺の工業団地7か所で浸水被害が発生した。日本政府は、タイ洪水に関し、タイの日系企業に勤務するタイ人従業員の受け入れ、タイ人技術者の日

本での研修受け入れ支援、企業再建・復興・高度化のための人材育成支援等を実施した。

2013年5月、安倍総理は訪日中のインラック首相と日タイ首脳会談を実施。戦略的パートナーシップを更に発展させ、協力関係を強化していくこと、アジア太平洋地域の平和と安定、そして繁栄の構築に向けて共に歩んでいくこと、地球環境衛星などのインフラ整備も緊密に連携していくことに合意。また、メコン地域の連結性強化に重要であるダウェー開発の方向性を協議していくとの認識を共有した。

(D) 日ミャンマー関係

2013年8月、急速に民主化が進展するミャンマーを茂木経済産業大臣が訪問。ティラワ経済特区(SEZ)の開発における共同事業体の体制構築の方針について合意するとともに、ラインタヤ火力発電所の協力の推進、電力マスタートップランの策定等のインフラ整備、開発プロジェクトにおける日系企業の参加促進についての議論を行った。また、日本の中小企業の現地進出を支援するための「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の発足式を実施した。

2013年10月東京において、ティラワ経済特区の開発推進主体となる日本ミャンマー共同事業体の設立式典が開催され、茂木経済産業大臣が出席した。

2013年12月、ミャンマーにおいて、ティラワ経済特区の起工式典が開催され、磯崎経済産業大臣政務官、カン・ゾー国家計画・経済開発大臣及び4名の閣僚等、約400名の日缅関係者が出席した。

5. 2. 米州関係

(1) 日米関係

2013年9月5日、G20サミットのためサンクトペテルブルグを訪問していた安倍総理は、オバマ大統領と日米首脳会談を行った。

会談では、安倍総理より政権の最優先課題は経済再生であり、力強い日本経済の成長は力強い日米同盟につながると確信している旨述べたほか、TPPは戦略的観点から重要であり、交渉の年内妥結に向けて緊密に協力していくことを確認した。また、米国から日本へのLNG輸出が承認されたことを歓迎する、日本企業が関与する他の2件の事業の早期承認についても大統領の配慮を得たい旨述べた。

オバマ大統領より、日米同盟は日米両国の安全の礎であ

るのみならず、世界の多くの国にとって安全の礎である、また、安倍総理は成長戦略に取り組んでいると承知、米国は TPP 交渉を年内に終えることにコミットしており、世界で最も活力のある地域を開かれたものにするという意味でも TPP は重要であるとの発言があった。

2014 年 3 月 25 日、核セキュリティ・サミットに出席するためオランダ・ハーグを訪問した安倍総理は、オバマ大統領及び朴槿恵韓国大統領と日米韓首脳会談を行った。

三首脳は、北朝鮮問題を中心とする東アジアの安全保障について、日米韓の三か国の一層緊密な連携の重要性を確認した。

(ア) 日米クリーンエネルギー政策対話

2009 年 11 月の日米首脳合意にて設立に合意。2012 年 12 月までに全 4 回の対話がなされ、再生可能エネルギー協力等のアクションプラン、日米クリーンエネルギー協力のこれまでの成果の確認及び今後の拡充について議論が行われた。2013 年 12 月には、その協力の一環である沖縄・ハワイ間のクリーンエネルギー協力事業として、マウイ島でのスマートグリッド実証事業の実証運転が開始された。

(イ) イノベーション・起業・雇用創出促進のための日米対話

2010 年 5 月に、イノベーション・起業の支援、投資促進等を通じた日米間での連携を促進し、新たな雇用を創出することを目指す日米対話が創設された。本対話の下に 2012 年に設立された日米起業協議会は、設立後、東京、カリフォルニアで会合・シンポジウムを開催、同年 10 月には政策提言である「リーダーへの報告書」をとりまとめた。本報告書に盛り込まれた政策提言の一部は、政府の成長戦略でも取り上げられた。同協議会は 2 年間の活動期間を終え、2013 年末に終了した。

(2) 日・カナダ関係

2013 年 9 月 24 日、訪加中の安倍総理大臣はハーパー首相と首脳会談を行い、貿易・投資の更なる拡大やエネルギー分野での連携推進について議論が行われた。

また、2013 年 4 月、茂木経済産業大臣はファスト国際貿易大臣と会談を行い、日カナダ経済連携協定等について意見交換を行った他、2013 年 10 月、茂木大臣はオリバー天然資源大臣と会談を行い、石油・天然ガスに関する協力声明への署名を行った。さらに、2013 年 10 月と 12 月、

茂木大臣はブリティッシュコロンビア州のクラーク首相と会談を行い、12 月の会談の際には、エネルギー協力及び開発に関する覚書に署名した。

日カナダ政府間においては、2014 年 1 月に日カナダ次官級経済協議（JEC）を開催し、両国の貿易政策や資源エネルギー協力等について意見交換を行った。

日カナダ経済連携に関しては、2013 年 4 月、7 月、11 月及び 2014 年 3 月に交渉会合が開催された。

(3) 日・中南米関係

(ア) 日墨関係

2013 年 4 月、安倍総理は訪日したペニヤ・ニエト大統領と首脳会談を行い、「21 世紀における日メキシコ戦略的グローバル・パートナーシップ強化のための共通ビジョン及び行動計画」と題する共同声明に署名した。安倍総理は、同年 10 月にもペニヤ・ニエト大統領と APEC 首脳会合の場で首脳会談を行い、様々な分野での関係強化について議論した。

茂木経済産業大臣とグアハルド経済大臣は 2013 年 4 月、ペニヤ・ニエト大統領の訪日時にバイ会談を行い、双方の貿易投資関係の更なる強化の重要性を確認した。

2013 年 8 月、メキシコで第 7 回日墨 EPA ビジネス環境整備委員会が開催され、治安問題、知的財産、基準認証など日本側关心のメキシコにおけるビジネス上の課題の解決策について議論した。

(イ) 日ブラジル関係

2013 年 5 月、茂木経済産業大臣は、訪伯時にホフマン文官長、ピメンテル開発商工大臣、ロボン鉱山エネルギー大臣とバイ会談を行い、宇宙・原子力分野やインフラ輸出協力等について意見交換を行った。また、ピメンテル開発商工大臣との間で、日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会の設置に関する署名が行われ、同年 10 月に第 1 回会合をブラジリアにて開催し、貿易投資促進、ビジネス円滑化について議論した。

(ウ) 日コロンビア関係

2012 年 12 月、日哥第 1 回 EPA 交渉会合が開催され、2013 年 4 月、茂木経済産業大臣が訪哥時にサンtos 大統領、グラナドス商工観光大臣、レンヒフォ鉱山・エネルギー大臣と会談し、日哥 EPA をより一層、加速していくことを確認した。

これに伴い、2013年5月、10月、2014年2月には第2回～第4回日欧EPA交渉会合が開催された。

(エ) 日ベネズエラ関係

2013年6月、ラミレス石油鉱業大臣が茂木経済産業大臣を訪問し、意見交換を行った。

5. 3. 欧州・ロシア関係

(1) 日欧関係

欧州連合（EU）は、2014年3月現在28か国が加盟、人口約5億人、GDPは世界全体の約3割を占める政治・経済統合体である。EUは、共通の通商政策、農業政策などを有する世界最大の単一市場であり、単一通貨のユーロには、18か国が参加している。我が国とEUは、民主主義や市場経済という基本的価値観を共有するとともに、高い技術やイノベーションを有するグローバルパートナーである。

EU経済は、欧州債務危機の影響により長期に亘って景気低迷に面していたが、GDP成長率の連続した増加及び欧洲・景況感指数の上昇等、欧州債務危機は収束しつつある。一方、失業率は依然として高い水準にあり、今後も引き続き注視する必要がある。

EUは、エネルギー・環境問題などグローバルな課題への対応に大きな影響力を有しており、我が国がEU及びEUを構成する国々との間で戦略的な関係を構築していくことが重要である。

また、EUの東方拡大に伴い東欧諸国はその戦略的重要性を増しており、EU未加盟国も含めた東欧諸国との経済関係は、日系企業の進出などを通じて、より緊密なものとなっている。

良好な日欧経済関係を維持することは、日欧双方及び世界経済の発展のために不可欠であり、日EU経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）を通じた日欧経済関係の強化やグローバルな課題に対する日欧共同での取組は、近年、更に重要な要素となっている。

(ア) 日EU定期首脳協議

日・EU間では、首脳協議が定期的に行われており、隨時懸案事項について意見交換を行っている。

第21回日・EU定期首脳協議（日・EUサミット）結果概要については以下に述べる。

キプロス情勢により一度延期となった第21回日・EU定期首脳協議（日・EUサミット）が、2013年11月19日、

東京において開催された。我が国からは、安倍総理大臣、EU側からはファン=ロンパイ欧州理事会議長、バローゾ欧州委員会委員長等が出席した。今次協議の成果は以下のとおり。協議の成果として、共同プレス声明を発出した。

①経済関係の強化：包括的かつ高いレベルの日EU・EPAを目指すことで一致し、早期締結に向けた双方の強いコミットメントを改めて確認。

②安全保障分野での協力の拡大：厳しさを増す東アジアの安全保障環境や、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」に対するEU側の理解と支持を確認。ソマリア沖海賊対策や、サイバーフィールドなどで、更なる協力強化を探求することで一致。

③グローバルな利益の増進：宇宙空間の平和利用、効果的な開発協力、防災の主流化といった国際社会の共通の課題について、協力していくことを確認。こうした日EU間の幅広い協力関係を一層強化する基礎となる戦略的パートナーシップ協定（SPA）の早期締結を目指すことで一致。

④地域情勢及びグローバルな課題：東アジア、中東・アフリカ情勢や、気候変動などの課題について幅広く議論し、共通の認識を醸成するとともに更なる連携推進で一致。

(イ) 日EU間の通商政策・産業政策に関する対話・協力の仕組み

(A) 日欧産業協力センター

1986年に開催された日EC閣僚会合における通商産業省（当時）と欧州委員会との合意に基づき日欧産業協力センターが設立され、1987年より事業を開始した。日本とEUの貿易・投資活性化、経済関係の緊密化を目指し、日EUにおける産業協力を促進するため、以下の事業を実施している。

(a) 日EU経済連携強化事業

日EUの経済連携の深化に向けて、日・EU双方が関心を有する個別政策分野ごとにセミナーを実施。2013年度は、日EU・EPA、日欧省エネルギー政策、中小企業の国際化等をテーマに、国内でのセミナーを計8回開催し約1050名が参加、また欧州において計6回のセミナーを開催し、約420名が参加。

(b) 日EUビジネス・ラウンド・テーブル開催

日・EUの双方の主な民間企業のCEOが参加し、ビジ

ネス環境の整備及び貿易投資の円滑化を目的として、2013年4月29日～30日の2日間、パリにおいて「日EUビジネス・ラウンド・テーブル（BRT）」本会合を開催（詳細後述）。本会合の事務局を担当。

(c) 研修生派遣事業（Vulcanus Program）

日EU間の人的交流の活発化を通じて産業協力を推進すべく、理工系の学部学生・大学院生を相互に派遣し、企業において研修を実施。2013年度は、計15名の学生をEU7か国に派遣した。1996年度の事業開始以来、EU諸国へ派遣した学生数は計322名に達している。

(d) EPA交渉促進・市場参入促進事業

日EU・EPA交渉開始に伴い、EU側からの対日要求事項の1つである「我が国政府調達市場の透明性向上」に資する事業として、地方自治体等の調達情報を日欧産業協力センターのウェブサイトを通じて、日々英語で提供した。

(B) 日EUビジネス・ラウンド・テーブル（BRT）

日EU産業界の対話・両政府への政策提言の場として1999年に設置された日EU・BRTについては、2013年4月29日～30日に第15回会合をパリで開催。経済産業省から赤羽副大臣が出席。欧州からはカレハ欧洲委員会企業・産業総局長が出席。5つの専門家会合（①貿易、投資、規制に関する協力、②ライフサイエンスとバイオテクノロジー、健康・福祉、③イノベーション、情報通信技術、④金融サービス、会計、税制、⑤エネルギー、環境、持続的発展）にて提言内容が議論され、BRT議長より日欧首脳へ提言書が提出された。

(C) その他（日EU産業政策・産業協力ダイアログ）

日EU間の産業政策やビジネス環境整備推進等に関する意見交換、及び、産業協力の進展のレビューを目的に、「日EU産業政策・産業協力ダイアログ」を開催している。

双方の産業政策の紹介、産業協力の促進、規制障壁への要請、日EU・BRTの今後、日欧産業協力センターの取組の紹介等について議論が行われている。

(ウ) 日欧二国間関係

日欧二国間では、EU主要国を含む各国との閣僚レベルでの往来や、事務レベルでの定期協議等を通じて、関係の強化を図っている。

(A) 日仏関係

日仏間では、2013年6月にオランダ大統領が訪日して日仏首脳会談が行われるとともに、両首脳から、経済分野

での協力を含む3つの「日仏共同声明」と今後5年間その内容を具体化していくための「ロードマップ」が採択された。

また、2013年10月29日に、生産復興省との間で、第27回日仏産業協力委員会を東京で開催し、経済情勢や産業政策等に関する意見交換を実施するとともに、昨年立ち上げた3WG（繊維、ロボット、スマートコミュニティ・スマートグリッド）の活動報告と今後への期待について意見交換した。

(B) 日ドイツ関係

日ドイツ間では、2013年2月に磯崎経済産業大臣政務官（当時）がドイツを訪問し、世界最大の消費財見本市であるアンビエンテにおけるオープニングセレモニーのスピーチなどを通じ、クール・ジャパン商材のトップセールスを行った。また、ベックマイヤー経済エネルギー省政務次官と会談を行い、日EU・EPAの推進や日独間でのエネルギー分野・中小企業分野等での連携について意見交換を行った。

(C) 日英関係

日英間では、2014年1月、田中経済産業大臣政務官（当時）訪英に際し、リビングストン貿易投資担当閣外大臣と、日EU・EPA、対日投資及び食品輸入規制等について意見交換を行った。

(D) 日イタリア関係

日イタリア間では、2013年10月に東京で開催された第25回日伊ビジネスグループ（IJBG）合同会議において、田中経済産業大臣政務官（当時）が開会のスピーチを行ったほか、同会合では日伊両国のエネルギー政策、高齢化社会とビジネス及び両国投資事例と経営論についてセッションが行われた。また、共同コミュニケにおいて、日EU・EPAの交渉開始を歓迎するとともに、可及的速やかにこの協定を締結するよう日本政府及び欧洲連合に強く求めていくことが表明された。

また、2014年1月には松島経済産業副大臣がイタリア（ローマ及びミラノ）を訪問。ローマでは、カレンダ経済振興副大臣及びザッパIJBG伊側会長と会談。日EU・EPA早期締結に向けての協力、相互の投資促進による日伊経済関係の一層の発展及び、2015年開催のミラノ博を通じ両国の交流を深化させることで一致。ミラノでは、同地にて開催されたファッションウィークに合わせて開催される

国際見本市及びクール・ジャパンワールドトライアル事業に出席し、クール・ジャパン商材のトップセールスを行った。

(E) その他

ポーランド・ピエホチンスキ副首相兼経済大臣、スウェーデン・ビョーリング貿易担当大臣、リトアニア・リンケビチウス外務大臣等の来日機会を利用し、茂木経済産業大臣（当時）と二国間経済関係の強化、日EU・EPA等について意見交換を行った。

(2) ASEM

ASEM（アジア欧州会合：Asia-EUrope Meeting「ASEM」）は、アジア側参加メンバー（20か国1機関）、欧洲側参加メンバー（29か国と1機関）が参加するフォーラムであり、アジアと欧洲の政治・経済・文化といった広範な分野にわたる協力を推進する目的で、1996年に設立された。首脳会合は2年に1度開催されており、次回は2014年10月にイタリア（ミラノ）で開催予定である。

(3) 日露・中央アジア・コーカサス関係

(ア) 日露関係

2013年4月、安倍内閣総理大臣は日本の総理大臣として約10年ぶりにロシアを公式訪問し、その際、約120名からなる日露関係史上最強・最大の経済ミッションが同行した。日露首脳間では、日露パートナーシップの発展に関する共同声明が発出された他、官民合わせて17件の文書が作成され、製造業・エネルギー分野での協力のみならず、医療、農業等といった新しい分野での協力発展を動機づけるものとなった。

また、日露間では、2013年度中に、上述の安倍総理訪露を含め5回にわたり首脳会談が行われ、両首脳の個人的信頼関係が深化するとともに、日露関係全般にわたって日露関係が進展し、新たな取組も現れた。

日本政府内においては、2013年8月、世耕内閣官房副長官が議長を務め、関係省庁の次官・局長級で構成される「日露経済交流促進会議」が発足し、日露経済交流促進について、総理官邸の下で関係省庁が情報共有を行う枠組みが成立した。

また、2013年10月、政府、地方公共団体、大学、民間企業等による日露間の交流活動を幅広いものとするため、

関連情報の共有を行うとともに、日露の官民要人の往来に際し積極的な対応を行うことを通じて、日露間の関係強化に資することを目的とし、「日露交流促進官民連絡会議」が発足した。この会議には、安倍総理訪露に同行した企業等を始め、エネルギー、都市環境、農業・食料、医療などの分野において、ロシアとの交流拡大に関心の高い企業、大学、地方公共団体等のハイレベルの代表が参加し、政府側は、日露経済交流促進会議のメンバーとした。なお、同会議は、坂根小松製作所相談役が代表世話を務める。

このような流れを受けて、2013年12月、茂木経済産業大臣は、坂根日露交流促進官民連絡会議代表世話を始めとする経済ミッションの同行を得て、経済産業大臣として約10年ぶりにロシア（モスクワ）を公式訪問し、ウリュカエフ経済発展大臣、ガルシュカ極東発展大臣及びノヴァク・エネルギー大臣と会談を行った。各大臣との会談では、日露協力プロジェクトの推進、極東開発、LNG開発での協力等について意見が一致し、4月の安倍総理の訪露により、強化への弾みがついた日露経済関係の一年を締め括り、翌年の一層の日露経済関係拡大につながるものとなった。

2014年3月には、経済産業省、ロシア経済発展省及び日露貿易投資促進機構が主催する「第6回国露投資フォーラム」が東京において開催された。日露双方より、坂根日露交流促進官民連絡会議代表世話人、セーチン・ロスネフチ社長を始めとする多くのハイレベルの経済人が参加し、来場者数は1000人を超える過去最高を記録した。日露投資協力の新分野の開拓をテーマに、全体会合、パネルディスカッション、パネル展示等が行われた。また、民間企業等の間では、計12件の協力文書が交換され、日露経済協力の更なる発展に資するものとなった。

(イ) 日本と中央アジア・コーカサス諸国との関係

日本と中央アジア・コーカサス各国は、貿易・投資環境整備や経済交流の活性化を図るために、経済会議の開催など二国間の経済対話を実施している。

ウズベキスタンとの関係では、2013年7月、佐藤経済産業大臣政務官がタシケントを訪問し、アジモフ第一副首相兼財務大臣と会談するとともに、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）と国家・地質鉱物資源委員会とのウラン共同探査に関する契約締結式に、日本政府代表として立ち会った。同会談においては、ウラン共同探査に関する契約締結を歓迎するとともに、今後の支援を確

認した。また、日本企業のウズベキスタンへの投資促進に向けたビジネス環境整備、特に外貨管理・海外送金に関する規制の改善について期待を伝えた。

カザフスタンとの関係では、2013年7月、佐藤経済産業大臣政務官がアスタナを訪問し、イセケシェフ副首相兼産業・新技術大臣及びベクテミロフ国家福祉基金執行役員と会談した。一連の会談を通じ、日本・カザフスタン経済官民合同協議会の下で作成している「経済・投資関係促進ロードマップ」の重要性、「日・カザフスタン投資協定」の早期締結、外国人労働許可制度の運用改善、両国首脳・閣僚のさらなる交流の促進について意見が一致した。また、カザフスタン側からは、原子力分野における日本の支援に期待が寄せられるなど、エネルギー・鉱物資源分野における両国の互恵的関係の重要性が確認された。

アゼルバイジャンとの関係では、2014年2月、東京において「第8回日本アゼルバイジャン経済合同会議」が開催され、両国間の経済関係の発展に向け、石油・ガス、化学、情報通信等の各分野における協力の推進や、アゼルバイジャンの経済発展政策に即した両国間の協力の可能性について意見交換が行われた。

5. 4. 日・中東アフリカ諸国関係

(1) 中東・北アフリカ地域

(ア) 総論

中東・北アフリカ地域は大成長市場である一方で、文化的・地理的要因から我が国企業の進出が相対的に遅れている市場でもある。日本としては、産業多角化・雇用創出に関する協力を中心として官民一体となって日本企業の進出促進を図るほか、官民ハイレベルが参加する対話の場を設定し、緊密な協力関係の構築を図ってきた。その結果、中東・北アフリカ地域への我が国企業の進出及び同地域からの石油資源の安定的な確保に繋がっている。

(イ) 多国間関係の強化

2013年12月に第3回日アラブ経済フォーラムが東京で開催され、資源・エネルギー・インフラ分野での協力強化、日アラブ間の投資促進、幅広い分野における人的交流の促進等について意見交換が行われた。

(ウ) 二国間関係

サウジアラビアについては、2007年に設立された産業協力の枠組みである「日本・サウジアラビア産業協力合同

タスクフォース」における活動を通じて、8案件の投資の実現、3つの研修所の設立・運営、中小企業政策立案を支援した。2013年5月に安倍総理がサウジアラビアを訪問した際のサルマン・サウジアラビア皇太子との懇談では、二国間協力をエネルギーのみならず経済分野など、あらゆる分野で発展させることで一致するとともに、石油の共同備蓄事業での進展を歓迎し、人材育成協力を進めることで一致した。また、安倍総理からは、東日本大震災後の復興が順調に進んでいることや、クリーンエネルギー及び東日本大震災後の省エネ、原発の安全性を紹介しつつ、原子力協力に関する事務レベル協議を進めることで一致した。アブドッラー国王との電話会談では政治、経済、文化等の分野で包括的パートナーシップを強化することで一致した。

2014年2月にはサルマン皇太子が訪日し、安倍総理と首脳会談を行った。首脳会談では二国間の包括的なパートナーシップを幅広い分野で強化していくことを確認した。茂木経済産業大臣とサルマン皇太子との会談では、石油市場の安定にむけた取組や、共同備蓄事業の更新・拡大を確認するとともに、産業協力を更に進めていくことを確認した。また、ジャーセル経済企画大臣、タウフィーク商工大臣との会談では、サウジアラビアの経済構造改革に関する意見交換を行い、中小企業政策に関して協力を進めていくことを確認した。2014年2月には第14回日本・サウジアラビア・ビジネスカウンシルを東京で開催し、二国間関係について幅広く議論を行った。

UAEについては、2013年5月に安倍総理が UAE を訪問した。ムハンマド皇太子との会談では、重層的パートナーシップを拡充し、政治、経済、文化・人的交流等の幅広い分野で包括的パートナーシップを構築することで一致した。

また、UAEによるエネルギーの安定供給に謝意を述べつつ、引き続き安定供給を要請した。また、日本としても省エネ、再生可能エネルギー、原子力等の分野で貢献が可能である旨述べた。さらに、インフラ開発、医療協力、人材育成の重要性に言及し、先方もこれに賛同した。2013年8月には茂木経済産業大臣はジャーベル・アブダビ国務担当相との会談を行い、IRENAなど再生可能エネルギー分野での協力や、両国の人材交流が進展について意見交換を行い、更なる協力を進めていくことを確認した。2013年10月には松島経済産業副大臣が UAE にてスウェイディ・アブダビ国営石油会社（ADNOC）総裁等と会談し、我が国企業

の油田権益の新規獲得及び更新に向けた働きかけを行った。

また、同年5月の安倍総理の中東訪問のフォローアップや両国の友好関係深化のため、アブダビ留学・教育フェア（ナジャハ・フェア）に出席した。2013年11月には茂木経済産業大臣は東京で開催された日アブダビ経済協議会に出席し、スウェイディ・アブダビ経済開発庁長官との会談を行った。アブダビの産業多角化政策への貢献の為、投資促進、教育や医療等、あらゆる分野での協力関係を強化していくことを確認した。また、我が国企業の油田権益の新規獲得及び更新に向けた働きかけを行った。

2014年1月に茂木経済産業大臣はアブダビで開催されたWFE S（ワールドフューチャーエナジーサミット）に出席し、ムハンマド・アブダビ首長国皇太子やキンディ最高石油評議会委員等と会談した。ムハンマド皇太子との会談では、2013年5月の安倍総理訪問等を踏まえ、上部ザクム油田の15年間の権益延長を両国で支持していくことに合意し、日本の自主開発油田権益の確保を図った。2014年2月にはムハンマド皇太子が訪日した。安倍総理との首脳会談では、安倍総理から、エネルギー安定供給に感謝するとともに、石油開発分野での協力は両国関係の基礎であり、更なる関係強化に向けた支援を求めるとともに、原油の共同備蓄の容量拡大を決定した旨、また原子力の平和的利用の分野でも協力を強化していきたい旨述べた。さらに、医療分野での協力強化や両国間の投資促進の取組を強化したい旨述べるとともに、教育分野においても、5年間で500人の留学生受入目標を達成するため、アラブ首長国連邦の青少年招聘を新たに実施していきたい旨述べた。これに対し、ムハンマド皇太子は、様々な分野で二国間関係を強化していきたい旨述べた。また、同席する UAE 関係閣僚から、対日投資、第三国への投資や協力、原子力、教育中小企業支援、医療分野での協力等に大きな関心が示された。

以上に加え、安倍総理から女性の起業支援、インフラ整備、独立行政法人国際協力機構（JICA）による技術協力の分野でも協力を強化していきたい旨述べた。茂木経済産業大臣とムハンマド皇太子との会談では、我が国企業の油田権益の新規獲得及び更新に向けた働きかけを行うとともに、エネルギー分野等における二国間協力の拡大・強化を確認した。原子力分野においては包括的な協力文書に署名し、さらなる協力の進展について意見交換を行った。その

他、医療、教育分野においても協力の進展を確認した。

クウェートについては、2013年10月に、第18回日本・クウェート民間合同委員会が開催され、二国間の経済分野における関係強化について議論した。

カタールについては、2013年9月、茂木経済産業大臣が来日したアル・サダ・エネルギー工業大臣と会談し、水や都市交通等のインフラ整備、エネルギーの安定供給、人材育成・教育等の分野について意見交換を実施した。また、2014年3月に磯崎経済産業大臣政務官が来日したアル・サイードカタール投資庁CEOと会談し、エネルギー分野やインフラへの投資など幅広い分野における二国間関係の強化について意見交換を行うとともに、投資協定の締結に向けて交渉を継続していくことで一致した。

イラクについては、2013年5月にガドバーン・イラク首相顧問会議議長が来日し、菅原経済産業副大臣と会談し、インフラ分野における経済協力について意見交換を行った。2013年12月には、シャハリストーニー副首相とバリキル貿易大臣が「第3回日本・アラブ経済フォーラム」に出席するため来日し、茂木経済産業大臣と資源・エネルギー・インフラ分野における協力関係について議論した。

トルコについては、2013年10月に赤羽経済産業副大臣が、来日中のセベル経済副大臣と会談。投資やインフラ分野における協力関係の強化や日トルコ EPA について意見交換を行った。

イランについては、核開発問題の解決に向け、国際社会と協調し、対話と圧力の両面で働きかけを進めており、我が国としては、2010年6月の国連安保理の対イラン制裁決議の採択以来、同決議に伴う金融資産の凍結等を行っている。一方、米国政府は、前述の国連安保理制裁に加え、イラン制裁法（2010年）、イラン脅威削減及びシリア人権法（2012年）、国防授權法（2013年）等により、原油やイラン中央銀行の取引等に対する制裁を独自に強化してきた。2013年6月に大統領令によりイランの自動車製造に関連した物品サービスの取引、決済等を制裁対象とするなど、圧力を一層強めていた。

しかしながら、2013年8月、国際社会との協調を掲げるローハニ大統領が就任し、米国も含む EU 3（英仏独）+ 3（米中露）とイランとの核協議が進展した結果、11月24日、ジュネーブにて包括的解決に向けた「共同作業計画」（Joint Plan of Action : JPOA）が発表された。同

計画に基づき、2014年1月20日から①イラン産原油輸入量を現行量で維持でき、②自動車、石油化学製品等の取引禁止措置の停止されること等を盛り込んだ制裁緩和措置が実施されており、制裁緩和措置終了日（7月20日）を期限とし、包括的合意に向けて引き続き交渉が進められている。

アルジェリアについては、2013年12月にユースフィー・エネルギー鉱業大臣が「第3回日本・アラブ経済フォーラム」に出席するため来日し、茂木経済産業大臣と同国における事業活動の安全確保に向けた取組について意見交換した。

モロッコについては、2013年6月にアマラ産業・商業・新技術大臣が来日し、茂木経済産業大臣とインフラ整備における二国間協力について意見交換を行った。

チュニジアについては、2013年12月にサイーディー・チュニジア首相府付経済担当大臣が「第3回日本・アラブ経済フォーラム」に出席するため来日し、茂木経済産業大臣と更なる二国間の経済関係の強化について意見交換した。その他、エジプト、オマーン、イエメン、リビア等の要人訪問や、経済産業省幹部出張の機会を捉え、政府要人と、経済関係の強化に資する議論を行う等、多面的な資源外交を実施した。

(2) アフリカ諸国（サブサハラ地域）

(ア) 貿易・経済関係

アフリカは世界の大陸の約20%、人口は約16%だが、GDPは2.5%にとどまっている。他方、豊富な天然資源を有し、人口は2010年に10億人を突破、2040年には18億人になると見込まれており、2016年まで約5～6%の高い経済成長が続くと予測されている。欧米の石油メジャー、中国企業の進出が拡大しており、日本としても資源エネルギーの安定供給を始め、アフリカとの更なる関係強化に努めている。

(イ) 資源分野の関係強化

2013年5月にはアフリカ11か国の資源担当大臣を含む15か国の代表団を招き、第1回目アフリカ資源大臣会合を開催した。同会議では、アフリカにおける持続可能な資源開発に向けた協力のあり方につき議論を行うとともに、その具体策である「日アフリカ資源開発促進イニシアティブ」を発表した。

また、同月、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）のボツワナ地質リモートセンシングセンターにおける資源探査・人材育成事業の3年間の延長を決定した。

2014年2月には、磯崎大臣政務官が、南アフリカを訪問し、「アフリカ鉱山投資会議（マイニング・インダバ）」

（注）に日本政府代表として出席した。日本とアフリカの鉱物資源分野における協力強化を目指して、各国の鉱物資源担当大臣との会談及び講演を行った。

（注）世界から800以上の資源企業、アフリカ40か国以上の政府が出席。2013年は約8000名が参加。磯崎大臣政務官は、南アフリカ、ザンビア、モザンビーク、マダガスカル、ボツワナ、ジンバブエの6か国の鉱業担当大臣と会談を行った。

(ウ) 第5回アフリカ開発会議（TICADV）

2013年6月、横浜にて開催されたTICADVに茂木経済産業大臣が出席し、対アフリカ貿易投資促進に向けた経済産業省の施策を発表した。また、茂木大臣、菅原副大臣及び佐藤大臣政務官が、アフリカ8か国の元首・閣僚、3国際機関代表らと会談し、二国間経済関係の更なる強化に向けた意見交換を行った。さらに、日本とアフリカ双方の製品・產品を展示するアフリカンフェア2013をJETROと共に開催し（入場者数56,000人）、ビジネスマッチングを促進した。

(エ) 二国間・地域共同体との関係

2013年8月、茂木大臣が、15社・5機関、計60名からなる日本企業ミッション同行の下、経済産業大臣として初めてタンザニアとケニアを訪問した。首脳や閣僚との会談では、エネルギー分野を始めとする幅広い分野での関係強化に向けた協力につき、意見交換を行った。また、両国政府との共催で開催したビジネスフォーラムでは、タンザニアでは約230名が、ケニアでは約200名が参加し、今後の投資計画を発表するなど活発な企業間交流が行われた。

6. 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

(1) 沿革

日本貿易振興機構（JETRO）は2003年10月、日本貿易振興機構法に基づき、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立された独立行政法人である。貿易・投資促進と開発途上国研究を通じ、日本の経済・社会の更なる発展への貢献

を目指して、日本企業の海外展開支援、外国企業の日本への誘致、アジア等の経済連携強化に資する調査・研究、開発途上国の支援等を行っている。

(2) 事業の概要

(ア) 中小企業を中心とする日本企業の海外展開

中堅・中小企業の輸出促進を図るべく、クリエイティブ産業、インフラ・プラント、環境・省エネ機器等の分野における貿易・投資相談への対応、海外バイヤーの招へいや海外における展示会への出展支援など従来から実施している事業に加え、特に農林水産物・食品の輸出促進を重点的に実施すべく「農林水産物・食品輸出促進本部（2012年1月設置）」の下で、農林水産省や関係団体と連携した各種取り組みを実施するとともに、関係省庁に政策提言を行った。また、低次加工品を含む一次產品を対象とし、対象品目、対象市場、システム等の点で他の地域のモデルになるような取組とする「一県一支援プログラム」を2013年度に立ち上げた。

こうした各種輸出支援により、これまで内需に依存していた業界における海外市場開拓意欲を喚起、また、中小企業単独では困難な海外市場開拓を強力に後押しし、個別企業の商談や成約に貢献した。

海外進出・在外企業支援については、海外進出や現地での企業経営上の問題等に関する相談対応や現地政府への提言、日本企業専用工業団地の開発への協力や情報発信等を通じて、経済成長著しい新興国における日系企業の海外事業展開を支援した。また、2013年5月には、JETRO海外事務所がプラットフォームのハブ（中心）として、現地コンサル、法務・会計事務所及び各支援機関等との連携を強化し、必要なサービスの提供、取次ぎを一元的に行うプラットフォーム事業を開始した。

日本企業の海外における知的財産の保護活動を支援するために、知財法制度や運用についての改善要望や、中国、アジアの各国政府等との連携による知財セミナーやシンポジウムを開催した。

また、地域経済活性化を図るため、国内外のネットワークとその機能を活用し、海外調査、ミッション派遣、海外企業・有識者の招へい等によって国内地域と海外地域との産業交流を支援する「地域間交流支援事業（RIT事業）」を実施した。

海外ビジネス情報提供については、在外日系企業の活動実態調査など日本企業の海外における活動状況などを定期的に調査し情報提供したほか、2013年11月からタイで発生した大規模な反政府デモ等に関して情報提供を行うなど、突発的な状況変化に対応して機動的に海外情報を収集し、情報提供した。

(イ) 対日投資促進

日本経済を活性化するため、海外からのビジネス拠点や高付加価値機能の呼び込みを中心に、雇用維持・創出効果、内需拡大等の面で経済波及効果が高い案件に重点を置いて対日投資促進事業を実施した。

「企業発掘から企業設立、事業拡大までをシームレスにつなぐための支援」、すなわち外国企業誘致のワンストップサービスを果たすとともに、地域経済活性化に資する投資誘致活動として、国内外企業のマッチング支援、自治体の海外誘致活動支援、既進出外資系企業による地域への投資（二次投資）の支援等を実施した。また、外国企業からの対日投資に関する相談を、JETROが一括して行うことを利用的に2013年9月に設置した「対日投資相談ホットライン」等を通じ、外国企業と関係省庁との面談や、規制改革要望の提出支援等、外国語を含めた包括的なサポート等により、対日投資への関心を喚起することに努めた結果、日本市場の魅力を再認識する外国企業の増加に寄与し、628社に対する対日投資支援を行うとともに、72社の対日進出を実現した。

(ウ) アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等

アジア等の経済連携の強化に向けた貢献として、FTAやEPAなど我が国の通商政策に寄与する調査・研究に加え、相手国政府や産業界に対して、経済・社会発展、ビジネス機会の創出に資する積極的な政策提言及び支援事業を実施した。

2012年11月に交渉開始が合意された東アジア地域包括的経済連携（RCEP）や、2013年4月に第1回交渉会合が開催された日EU経済連携協定（EPA）では、セミナー等を通じて、双方の政策担当者や地場・日系企業に対し同EPAの意義や効果について普及・啓蒙を行った。また後者については、日本企業が抱えるEUの法制度上の課題について取りまとめ、我が国政府へ報告した。

さらに、EPA等締結国との間で合意された協力事業や、アフリカ開発会議（TICADV）で採択された「横浜行動宣

言」を踏まえ、アフリカ有望産品の発掘から日本市場参入に至る支援を実施した。

JETRO アジア経済研究所は、国際機関との連携により、共同研究や研究成果の普及を行った。例えば、途上国からの農林水産物・食品が先進国の食品安全規制の違反となる原因について、国連工業開発機構（UNIDO）と共同で研究を実施したほか、2013年10月に開催された WTO Public Forum では、WTO 関係者や各国政府代表等に対し、政策提言研究「WTO ドーハ・ラウンドは後発発展途上国に何をもたらしたか」の成果を報告した。

(エ)組織の見直し

「日本再興戦略」に掲げられた対内直接投資促進や農林水産物・食品の輸出促進、中小企業の国際展開支援等において中核的な役割を担うために、JETRO の拠点・ネットワークや機能強化、国内において事務所未設置の自治体からの設置要請が増える中、2013年4月には山梨貿易情報センターを開設。さらに、北海道では、農林水産・食品分野の事業強化等を目的に、事務所の増員に加え、道内3か所に相談窓口を設置した。

海外事務所については、新興国の重点化の一環でラオス・ビエンチャン事務所の開設を決定したほか、TICAD Vにおいて政府より表明された「5年間で JETRO アフリカ事務所倍増」を踏まえ、ネットワーク拡充の準備に着手した。